

宮 崎 県 公 報
別 冊

令和 7 年 度 状 況
の 置 令 措 施
に 基 づ け 付 け 果 結
3 月 3 日 1 日 付 基 づ け 果 結
3 月 3 日 1 日 付 基 づ け 果 結
年 度 状 況
7 外 部
和 括 弧
令 包 括

令 和 7 年 1 0 月

宮 崎 県 監 査 委 員

1 包括外部監査の特定事件

宮崎県における子育て支援事業に関する事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

令和6年7月1日から令和7年3月21日までの間に、子育て支援事業に係る部局等に対し、監査を実施した。
その結果、65件の事項について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。
該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区 分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	7	7
意 見	58	58
計	65	65

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総合政策部みやぎ文化振興課				
2 私立学校振興費補助金（一般補助）				
意見	私立学校振興費補助金の算出過程の公開について 【現状及び問題点】 私立学校振興費助成金の予算枠や配分要領は各私立学校に公表されているものの、算出過程は公開されていないため、各私立学校ではその年度の振興費助成金がいくらになるのか、その金額の決定通知が送付されるまでは知りえないことになっている。 県としては、その算出過程を公開する予定はないようであるが、私立学校側からすれば、今後、学校の経営や教育をどのように変えていけば、より多くの助成を受けられるのか分かりづらいことになっている。 【改善提案】 算出過程は、県内の私立学校による相対評価であるため、それを全て公開することが無理であったとしても、各私立学校に対し、経営や教育において力を入れるべきポイントの明確化になると考えられることから、各私立学校自身の算出過程における項目（定員の遵守割合、特色のある教育の実施状況等）の点数だけでも公開することが望ましい。	県の予算額及び配分要領については、各学校に配布しているため、各学校は自校の得点を算出できるため、過去の傾向から、各学校においてある程度の推測は可能であることもあり、これまで各学校から特段の要望がなかったところである。 また、他校の学校情報にも関係する部分であるため、これまで公表は行ってこなかったところである。 今後は、改善提案の趣旨を踏まえ、検討を行っていきたい。	みやぎ文化振興課	43
意見	成果指標について 【現状及び問題点】 当該事業については、成果指標が設定されていない。私立学校に対し、振興費を助成することの指標を設定することは難しいことは理解できる。 しかし、県の財源が入っている以上、何らかの指標の設定が有用であると考えられる。 【改善提案】 当該私立学校振興費助成金の額は、各私立学校における定員の遵守割合や、特色のある教育の実施状況、スポーツの活躍度合いによって決められることになっているが、例えば、その点数の伸び率などを指標として設定することにより、上記の算出過程の公開とも総じて、各私立学校の取り組みの強化を促すことも望ましい。	当該事業は私立学校の経常的経費への補助として、各学校の生徒数、定員遵守状況、正職員の人数、資格取得の人数、文化・スポーツにおける好成績者の人数等に応じて補助を行っており、私立学校の教育活動を総合的に支援する事業であることから、特定の指標を設定することは困難である。 今後、社会情勢の変化に伴い、配分要領についても見直しを行う必要が出てくることも考えられるため、それらと合わせて、検討を進めていきたい。	みやぎ文化振興課	43

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 私立高等学校等就学支援金				
意見	事務費交付金について 【現状及び問題点】 私立高等学校等就学支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われるため、保護者は各学校に手続きに必要な書類を提出し、各学校は県より支払いを受けた就学支援金を授業料に充てる事務処理を行うことになる。 そのため、各学校の事務担当者における手間や事務処理のための事務用品等を考慮し、各学校に対し事務費交付金が支給される。各学校に対して支給する事務費交付金は、その交付要綱にその対象となるものが指定されており、一つ一つの交付内容は特に問題となる支給はない。 ただし、各学校により請求する内容が異なっているため、各学校への支給額を全体で俯瞰してみれば、各学校の就学支援金の対象人数と整合しておらず、本当に事務費交付金の趣旨に沿っているのか疑問である。 【改善提案】 県は、事務費交付金の支給する趣旨に鑑み、各学校への事務費交付金の公平性も考慮した上で、支給額を検討することが望ましい。例えば、各学校における事務費交付金と就学支援金の対象人数は概ね比例関係にあると考えられることから、そのような観点から検証を行い、過大又は過小な支給がないか検討することが考えられる。	私立高等学校等就学支援金事務費交付金については、国及び県の交付要綱に定めのとおり、各学校への支給を行っており、その交付額の決定にあたっては各学校からの申請に基づき算定を行っている。 学校によっては、本来支給対象となる費用についても、事務処理の煩雑さ等から、申請内容に含まないこともあるため、ご指摘のとおり支給額にばらつきが生じている。 県としても交付金が公平に支給されることが望ましいと考えることから、各学校が申請しやすくなるよう、要綱等の改定も含めて検討を行っていく。	みやざき文化振興課	48

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	事務費交付金に係る消費税控除について 【現状及び問題点】 通常、補助金の交付対象に需用費等がある場合には、補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る消費税について仕入税額控除を受けた際は、控除額に含まれる補助金額が事業者に重複して交付されることになるため、予め控除して請求するか、事後的に返還する必要がある。 しかし、当該就学支援金に係る事務費交付金については、交付要綱にも上記の消費税に係る記載はないことから、税込みの金額で交付がされ、事後的な返還も行われていない。 【改善提案】 学校法人によっては消費税の課税事業者となっている学校もあると考えられることから、私立学校が課税事業者に該当しているかを確かめたうえで、課税事業者である場合には他の補助金と同じような消費税に係る取扱いを行うことが望ましい。	私立高等学校等就学支援金事務費交付金については、国及び県の交付要綱に定めのとおり、各学校への支給を行っており、消費税の取扱いについては国の要綱にも記載されていないところである。 国の意見や他県の事例等も参考にしながら、検討を行っていく。	みやざき文化振興課	48
意見	就学支援金の県独自の上乗せ措置について 【現状及び問題点】 都道府県の中には、文部科学省が定めた就学支援金による支援のほかに、県独自の上乗せ措置を行っている県もある。 県においても、“各学年4～6月の就学支援金の認定が「加算なし」又は「所得制限」であった生徒が7月の認定で「加算あり」になった場合、4～6月の授業料について同水準まで減免する（県負担2/3、学校負担1/3）。”という措置はある。 しかし、隣県である鹿児島県では、生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした上乗せ支援を行っている。また、大分県では、年収590万円を超えている世帯についても一定の支援を行っている。これらは、県の上乗せ措置に比較してより拡充された内容であると考えられる。 【改善提案】 予算の問題はあるものの、昨今では、私立学校においては県を跨いで学校を選択する生徒もいると考えられる。よって、県は、他の都道府県の事例を参考にしながら、生活保護世帯等に対する上乗せ支援を行う等より拡充した制度を検討することが望ましい。	令和8年度以降、私立学校の授業料については全額無償化となる見込みであることから、家庭の教育費負担は大きく軽減されることとなる。 そのため、今後どのような支援が必要かについて、状況を踏まえて検討を行っていく。	みやざき文化振興課	49

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
4 私立高等学校等奨学給付金				
意見	私立高等学校等奨学給付金算定のシステム化について 【現状及び問題点】 高等学校等就学支援金については、「e-Shien」（高等学校等就学支援金オンライン申請システム）というシステムが文部科学省主導で構築され、各学校の事務担当者はその「e-Shien」にログインしたうえで事務処理を行っている。 しかし、私立高等学校等奨学給付金については、同じように各学校の事務担当者が事務処理を行っているものの、何のシステム化も行われていないため相当な手間がかかっている、とのことである。 【改善提案】 当該事業については、高等学校等就学支援金と同様、事業終了年度も定められておらず、この奨学給付金も今後も継続的に実務は続いていくと考えられる。 よって、県は、事務担当者の手間を軽減するためにシステム化を推進すること、又は、「e-Shien」と同様に全国的に統一的なシステムの構築へ向けて国へ要望することが望ましい。	私立高等学校等奨学給付金については、県が各世帯に直接給付する仕組みであるため、ご指摘のとおり事務処理に大きな負担となっている。	みやざき文化振興課	52
		そのため、令和6年度には申請手続きのデジタル化について、担当課と協議を行ったところであるが、大きな事務処理の軽減効果が期待されないことから、引き続き、様々な手法について検討を進めているところである。		
		また、このことは全国的な問題でもあることから、全国知事会においても制度そのものの改正について要望を行っているところである。		

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ			
区分	内 容						
福祉保健部障がい福祉課							
7 発達障害者支援センター運営事業							
意見	アウトリーチ型の施策の検討について 【現状及び問題点】 本事業は、発達障害者支援センターを宮崎市、都城市、延岡市の3ヶ所に設置し、発達障がい者及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修を実施するものである。発達障がいについては、早期に発見し適切な支援に繋がっていくことが、障がいを持つ人の生きづらさの解消や二次的障害の予防につながることの理解が広まってきており、本事業もその一端を担っている。 県の障害児施設給付費事業（事業8）も近年事業費が増加傾向にあり、早期発見早期支援が浸透してきた結果とのことである。 ところで、監査人補助者も発達障がいを持つ子供の親であるが、宮崎県発達障害者支援センターの存在は今回初めて知ることとなった。また、発達障がいの子どもを持つ親からすると、日常的に一緒にいることからくる慣れからか、親特有のバイアスがあるからか、子どもの発達障がいに気づきにくいものである。親に発達障がいに対する広い知識と適切な専門家との相談を求めるのは本来的に難しい分野である。発達障がいの早期発見には、この分野に知見のある保育士など子どもと日常的に接する第三者の存在が欠かせない。 本事業は、数多くの相談支援や依頼を受けた際の講師派遣、相談を受けた際の幼稚園、保育園での観察、相談を行っているが、いずれも頼まれて行うもので受動的と言える。保育園や幼稚園に子供を通わせていない家庭や、発達障がいに理解のある保育士等がいない保育園等では本来支援が必要な児童がむしろ見過ごされている可能性がある。	発達障がいや知的障がい等の子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、子どもとその家族に必要な支援に結びつけることを目的として、市町村において5歳児健診の実施体制の整備が進められており、健診を通して普及啓発活動を進めるとともに、支援の必要な子どもの早期発見・早期支援につながることが期待される。	県では、市町村と連携し、当該健診で支援が必要と認められた子どもに対する医療・福祉の提供体制を提供するため、令和7年度から新たに以下の取組を進めることとした。	・発達障がいの診療を希望する医師向けに、実際の診察に同席して行う陪席研修の実施 ・本県の発達障がい医療体制を検討する協議の場の設置	また、早期発見・早期支援の目標設定については、上記の体制整備を進める中で、市町村・関係機関と協議の上、適正に取組を評価するための指標を検討する。	障がい福祉課	61

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	【改善提案】 県は、幼稚園・保育園に子どもを通わせていない家庭や、講演依頼や園児の観察などの依頼がない幼稚園や保育園などへの積極的な普及啓発活動も施策の一つとすることが望ましい。また、本事業には達成すべき指標が設定されていないが、本来支援が必要であるにもかかわらず見過ごされてきた児童をどれだけ早期発見早期支援に繋げて行けるかを達成すべき指標または目標に定めて事業を評価することが望ましい。			
11 重度障がい者（児）医療費公費負担事業				
意見	対象となる病状の範囲について 【現状及び問題点】 この重度障がい者（児）医療費の公費負担については、その対象となる病状の範囲が各県や各市町村で異なっているという特徴がある。 また、県においては、精神障害を有している重度障がい者に対しては医療費の公費負担をしておらず、鹿児島県や熊本県といった隣県に比して、範囲が狭いという特徴もある。 【改善提案】 住んでいる県・市町村によって、医療費の公費負担がある場合もあれば、ない場合もあるため、そのあたりについては、県は、国に対して統一的な範囲を定めるよう要望していくことが望ましい。 また、県は、近隣県と同様に精神障害を有する重度障がい者に対する助成についても検討していくことが望ましい。	重度障がい者（児）に対する医療費助成について、全国一律の公費負担医療制度を創設するよう、各県とも連携しながら、引き続き国に対して要望を行う。 県においては、重度の障がい者（児）に対する医療費助成を行う市町村に対し、その経費の2分の1を補助しているが、令和7年10月より、精神障害者保健福祉手帳1級所持者に係る医療費（精神科入院除く）を助成対象に追加することとした。	障がい福祉課	73

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	助成額誤りに係る調査及び市町村等への指導強化について 【現状及び問題点】 令和5年度の重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金については、一旦、県から各市町村への助成額が確定したものの、その後、金額が誤っていたものがあった。具体的には、宮崎県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療制度加入者に対する高額介護合算療養費等について、医療保険分の自己負担額の算定誤りにより、令和5年度に支給した高額介護合算療養費等の一部を過大に支給していたということがあったため、その玉突きで助成額自体も誤っていたというものであった。 県は、支払処理期限の都合上、当該修正分については、令和6年度で処理を行っていた。 当該事案については、その経緯や原因、今後の対応、再発防止策がまとめられていたが、他に同様の事案が発生していないとは言い切れないと考えられる。 【改善提案】 県は、上記のような助成額の誤りが発生した場合、他に同じような補助事業において同様の事案が発生していないか類似案件の調査を必ず実施することが望ましい。また、今後、同様の事案が発生しないよう、各市町村等への指導を強化し、特に、再発防止策が適切に実行されているかを確認することが望ましい。	・年度当初に実施する市町村担当者説明会において注意喚起を行う。 ・交付申請時および実績報告依頼時に、数値に誤りがないよう注意喚起を行う。 ・今回と同様の事案が発生しないよう、庁内関係課や関係機関とも連携しながら、必要に応じて指導等を行う。	障がい福祉課	74

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
福祉保健部健康増進課				
12 健やか妊娠サポート事業（うち女性専門相談事業、妊娠総合相談支援事業）				
指摘事項	健やか妊娠サポート事業に係る事業者の選定方法について 【現状及び問題点】 健やか妊娠サポート事業について、県は、次のような理由により、随意契約（1者随契）を締結している。 ＜随意契約理由＞ （理由） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 この委託業務は、女性の健康の保持及び望ましい妊娠・出産を推進するため、健康教育による思春期の特徴や心とからだの発達、命の大切さ、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談に関わる母子保健関係者の資質向上ための研修会の実施である。 これらの委託業務の実施にあたって、 （1）健康教育実施のための講師として適切な助産師を随時確保できる体制を有すること （2）研修会の企画実施のために妊娠・出産に関する専門的知識等を必要とすること等の要件を満たすものである必要がある。 これらの条件を満たす団体として、一般社団法人宮崎県助産師会以外にはない。 ※出所：県作成資料 たしかに、受託事業者は、上記記載の要件を満たすものと考えられる。しかし、当該要件を満たすのは、受託事業者のみと断定はできず、例えば、特定の医療機関等が受託できる可能性は否定できない。すなわち、受託事業者が唯一の契約可能事業者であることの合理的説明が欠如している。 したがって、本事業における契約を随意契約（1者随契）とするのは適切ではない。 【指摘事項】 県は、公平性及び経済性を担保するために、本事業に係る受託事業者の選定について、競争性のある選定手続を実施すべきである。 なお、本事業については、受託者の創意工夫等を活用した事業の実施も有効と考えられるため、公募プロポーザルの実施も考えられる。	令和7年度の事業者選定については、1者随契ではなく、企画提案競技方式（プロポーザル方式）を実施。企画内容や実施体制等について、広く事業者からの提案を募集した。	健康増進課	78

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	健やか妊娠サポート事業に係る仕様内容の明確化について 【現状及び問題点】 前述のとおり、健やか妊娠サポート事業について、県は、業務委託を実施している。 当該委託に係る仕様内容については、「健やか妊娠サポート事業実施要領」（以下「本実施要領」という。）に次のような記載がある。 ＜妊娠サポート事業実施要領の内容＞ ＜略＞ 本実施要領によれば、「健やか妊娠推進のための健康教育」や「研修会」を実施することは把握できるものの、具体的な仕様内容、例えば、健康教育の具体的内容や妊娠・出産の相談に関する研修会の具体的内容は明示されていない。このため、具体的内容は受託者である宮崎県助産師会へ丸投げしているかのような文章となっている。 仕様内容が明確でない場合、委託者と受託者の認識の齟齬が生じやすく、期待される品質の水準が不明確となる、受託者の意図と異なる内容となる、問題発生時の対応責任が不明確となる等といったリスクが生じかねない。 【指摘事項】 県は、健やか妊娠サポート事業について、仕様内容に係る十分な検討を行い、明確な記述を行うべきである。具体的には、「健やか妊娠推進のための健康教育」については、目的、健康教育としての実施事項や実施時期、対象となる学校等の選定方法や選定数等が考えられる。また、「研修会」については、目的、研修会の具体的内容、実施時期等が考えられる。	企画提案競技（プロポーザル方式）の実施にあたっては、仕様書に次の内容を明記。事業推進に向けて、委託者と受注者の理解・認識が図られるよう改善を行った。 ＜健やか妊娠推進のための健康教育＞ ・目的、開催地域、開催日、対象校の選定方法、開催回数、開催方法、講義内容、講師選定方法 等 ＜健やか妊娠推進のための支援者向け研修会＞ ・目的、開催地域、開催日、対象者、回数、講師選定方法、研修会テーマ 等	健康増進課	78

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ														
区分	内 容																	
意見	相談窓口の充実化について 【現状及び問題点】 女性専門相談事業について、現状の相談日等は以下のとおりである。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>相談場所</td><td>中央保健所(宮崎市霧島 1-1-2)</td></tr><tr><td>相談日</td><td>月曜日～金曜日(祝日休)</td></tr><tr><td>相談時間</td><td>午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分</td></tr><tr><td>相談方法</td><td>電話、面接(予約制)</td></tr><tr><td>相談対応者</td><td>女性専門相談員</td></tr><tr><td>費用</td><td>無料</td></tr></table> これを踏まえると、相談日には土日が含まれず、また相談時間も午後3時30分までであり、就労女性が利用しづらい可能性があるとともに、夜間や休日の相談ニーズに対応できていない。また、相談方法は、電話又は面接であるため、オンライン等による相談の選択肢がない。 【改善提案】 上記を踏まえ、県は、相談窓口の充実化について検討することが望ましい。具体的には、相談時間の延長や相談曜日の拡充が考えられるが、これらの検討にあたっては、相談者のニーズを調査しつつ、検討することが望ましい。また、オンライン等による相談窓口の設置についても検討することが望ましい。県によれば、スマートフォンのメッセージアプリを活用したオンライン等による相談について検討中とのことであった。相談者の利便性や満足度の向上を目指し、導入に向けて積極的に検討されたい。	項目	内容	相談場所	中央保健所(宮崎市霧島 1-1-2)	相談日	月曜日～金曜日(祝日休)	相談時間	午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分	相談方法	電話、面接(予約制)	相談対応者	女性専門相談員	費用	無料	相談窓口の充実化に向けて、24時間365日オンラインで相談を受け付ける体制を現在、構築中（今夏、相談開始予定）。 思春期や妊娠・出産・子育て期、更年期等の各ライフステージにおいて、悩みや不安を持つ男女の相談体制を強化することにより、プレコンセプションケアの一層の推進を図る。	健康増進課	80
項目	内容																	
相談場所	中央保健所(宮崎市霧島 1-1-2)																	
相談日	月曜日～金曜日(祝日休)																	
相談時間	午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分																	
相談方法	電話、面接(予約制)																	
相談対応者	女性専門相談員																	
費用	無料																	

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
13 安心してお産のできる体制推進事業（うち周産期母子医療センター運営事業）				
意見	実績報告の確認について 【現状及び問題点】 本事業については、補助金等の交付先である各医療機関から実績報告が提出されており、県は、当該実績報告の内容確認を行っている。 事業実績書の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する経費所要額精算書、実績額明細書等の内容確認を行っているが、これらに記載された数値の正確性を検証するために会計帳簿類や領収書等の原始証憑との整合性の確認は行っていないとのことであった。 【改善提案】 会計帳簿類や原始証憑との整合性の確認を実施していない場合、補助対象外経費へ補助金が充当された場合に発見できないリスクが生じる。 よって、県は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや会計帳簿及び原始証憑の確認等を実施することが望ましい。 なお、実績確認の方法について、全ての会計帳簿や原始証憑を確認することは費用対効果の観点から現実的ではないため、サンプルベースで確認を行う等、効率性にも留意することが望ましい。	実績報告書の金額とその根拠となる会計帳簿類や原始証憑との整合性の確認については、その効果的な実施方法等について、今後、会計課等と検討を重ねてまいりたい。	健康増進課	84
14 小児慢性特定疾病医療費				
意見	治療研究のフィードバックについて 【現状及び問題点】 本事業については、上記の事業概要にも記載があるとおり、「治療研究を推進し、医療の確立を図る」という目的もある。 しかし、県は、医療機関からどのような研究に生かされたかのフィードバックを受けておらず、目的の一つが達成されていない。 【改善提案】 県は、本事業の目的の一つである治験研究について、小児慢性特定疾病でどのような情報が医療機関に提供され、それがどのような研究に生かされているのかを、定期的にフィードバックを受けることが望ましい。	本事業は、小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成するとともに、治療研究を推進し、医療の確立を図るものである。 治験研究の成果については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが運営する「小児慢性特定疾病情報センター」のウェブサイトで公開しているため、当該ウェブサイトから情報収集し、治験研究の状況を確認してまいりたい。	健康増進課	86

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ												
区分	内 容															
福祉保健部こども政策課																
第3 子育て支援事業（全般）																
意見	成果指標の再検討について 【現状及び問題点】 県は、第2期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]を令和5年3月に公表しており、同プランの「第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進」において、子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総合成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」の2種類の指標を設定している。 「総合成果指標」の指標数は2、「個別成果指標」の指標数は42である。参考として、「総合成果指標」と「個別成果指標」のNo1から14までを以下に記載する。 これらの成果指標について、同プランには各指標についての選定理由や選定根拠についての記載は無い。このため、目標値としての妥当性に疑念が生じかねず、事業の進捗管理や成果の評価が適切に行えないリスクを否定できない。 ＜総合成果指標＞ （1）総合成果指標 計画全体の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。 <table><tr><th>成 果 指 標</th><th>現況値</th><th>現況値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>合計特殊出生率</td><td>1.72 (H30 年)</td><td>1.64 (R 3 年)</td><td>1.84 (R 6 年)</td></tr><tr><td>平均理想子ども数と平均予定子ども数の差</td><td>0.24 人 (H30 年度) 理想：2.63 人 予定：2.39 人</td><td>0.18 人 (R 3 年度) 理想：2.60 人 予定：2.42 人</td><td>0.18 人 (R 6 年度)</td></tr></table> ※出所:第2期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版] ＜個別成果指標のうち No1 から No14＞ ＜略＞	成 果 指 標	現況値	現況値	目標値	合計特殊出生率	1.72 (H30 年)	1.64 (R 3 年)	1.84 (R 6 年)	平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.24 人 (H30 年度) 理想：2.63 人 予定：2.39 人	0.18 人 (R 3 年度) 理想：2.60 人 予定：2.42 人	0.18 人 (R 6 年度)	本プランに基づく施策（個別事業）の進捗管理や成果の評価を適切に行うためには、成果指標や目標値の妥当性を高めることは重要と認識していることから、庁内のほか県議会や外部有識者で構成する県の附属機関「子ども・子育て支援会議」などの公開の場において、選定項目等について説明した上で、意見等をいただき、必要に応じて見直した上で設定している。なお、個別事業の成果指標は、別途、予算の説明資料などにおいて公表している。 本プランの後継計画となる「宮崎県こども未来応援プラン」（令和7年3月策定）においても、指標の再検討を行い、新たに設定したところであるが、引き続き成果指標の達成状況等がしっかり伝わるよう取り組んでいく。	こども政策課	28
成 果 指 標	現況値	現況値	目標値													
合計特殊出生率	1.72 (H30 年)	1.64 (R 3 年)	1.84 (R 6 年)													
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.24 人 (H30 年度) 理想：2.63 人 予定：2.39 人	0.18 人 (R 3 年度) 理想：2.60 人 予定：2.42 人	0.18 人 (R 6 年度)													

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ																										
区分	内 容																													
	また、本報告書に記載のとおり、各個別事業を監査したところ、次のとおり、成果指標を設定することが望ましいと考えられるもの等が発見された。 <成果指標に関して監査の結果又は意見を記載した事業の番号> <table><tr><th>No</th><th>事業名</th></tr><tr><td>2</td><td>私立学校振興費補助金(一般補助)</td></tr><tr><td>7</td><td>発達障害者支援センター運営事業</td></tr><tr><td>17</td><td>ファミリー・サポート・センター事業</td></tr><tr><td>20</td><td>みやぎ結婚サポート事業</td></tr><tr><td>23</td><td>地域子育て支援拠点事業</td></tr><tr><td>24</td><td>利用者支援事業</td></tr><tr><td>28</td><td>保育士修学資金貸付等事業</td></tr><tr><td>33</td><td>放課後児童クラブ事業</td></tr><tr><td>43</td><td>県中小企業融資制度(創業・新分野進出支援貸付)事業</td></tr><tr><td>44</td><td>県中小企業融資制度(みやぎ成長産業育成貸付)事業</td></tr><tr><td>47</td><td>院内一時保育事業</td></tr><tr><td>52</td><td>県立高等学校生活支援充実事業</td></tr></table> ※出所：監査人作成 【改善提案】 各種施策に関して成果指標を設定し、当該成果指標の達成状況等を評価・分析することは、事業の有効性を図るだけでなく、県民への説明責任を果たすためにも重要性が高い。 よって、県においては、成果指標について再検討を行い、各指標についての選定理由や選定根拠を明確に示すことが望ましい。また、本報告書に記載した個別事業に係る成果指標に関する指摘や意見を参考にして、可能な限り、事業に関する成果指標を設定することが望ましい。	No	事業名	2	私立学校振興費補助金(一般補助)	7	発達障害者支援センター運営事業	17	ファミリー・サポート・センター事業	20	みやぎ結婚サポート事業	23	地域子育て支援拠点事業	24	利用者支援事業	28	保育士修学資金貸付等事業	33	放課後児童クラブ事業	43	県中小企業融資制度(創業・新分野進出支援貸付)事業	44	県中小企業融資制度(みやぎ成長産業育成貸付)事業	47	院内一時保育事業	52	県立高等学校生活支援充実事業			
No	事業名																													
2	私立学校振興費補助金(一般補助)																													
7	発達障害者支援センター運営事業																													
17	ファミリー・サポート・センター事業																													
20	みやぎ結婚サポート事業																													
23	地域子育て支援拠点事業																													
24	利用者支援事業																													
28	保育士修学資金貸付等事業																													
33	放課後児童クラブ事業																													
43	県中小企業融資制度(創業・新分野進出支援貸付)事業																													
44	県中小企業融資制度(みやぎ成長産業育成貸付)事業																													
47	院内一時保育事業																													
52	県立高等学校生活支援充実事業																													

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ																							
区分	内 容																										
意見	成果指標の検証結果を活用した「CHECK（点検・評価）」及び「ACTION（見直し）」の確実な実施について 【現状及び問題点】 県は、第2期みやぎ子ども・子育て応援プラン[改定版]に記載した成果指標の実績値について、以下のとおり公表している。 これらの内容を整理すると、総合成果指標については、いずれも目標値未達成であり、個別成果指標については、42の成果指標のうち達成した指標は12、未達成は20、未確定等は10となっている。 <総合成果指標の達成状況> <table><tr><th></th><th>成果指標</th><th>短期目標 令和5年度</th><th>実績値 令和5年度</th><th>最終目標 令和6年度</th></tr><tr><td>1</td><td>合計特殊出生率(年)</td><td>1.83</td><td>1.49</td><td>1.84</td></tr><tr><td>2</td><td>平均理想子ども数と平均予定子ども数の差(年度)</td><td>0.18 人</td><td>0.19 人</td><td>0.18 人</td></tr></table> ※出所：県資料 <個別成果指標の達成状況> <table><tr><th>成果指標</th><th>達した指標数</th><th>達していない指標数</th><th>未確定等</th></tr><tr><td>目標の達成状況</td><td>12</td><td>20</td><td>10</td></tr></table> ※出所：県資料 上記の内容を踏まえると、目標値に対する達成度が高いとは言えないことから、事業の実施結果の検証と当該検証結果を踏まえた事業に係る改善策の実施が必要と考えられる。 <みやぎ子ども・子育て応援プランに係る成果指標の実績値等> <略>		成果指標	短期目標 令和5年度	実績値 令和5年度	最終目標 令和6年度	1	合計特殊出生率(年)	1.83	1.49	1.84	2	平均理想子ども数と平均予定子ども数の差(年度)	0.18 人	0.19 人	0.18 人	成果指標	達した指標数	達していない指標数	未確定等	目標の達成状況	12	20	10	本プランの推進に当たっては、改善提案のとおり、「CHECK（点検・評価）」及び「ACTION（見直し）」を継続的に実施することが重要と認識していることから、庁内関係部局で組織する「子ども・子育て応援本部」や外部有識者で構成する県の附属機関「子ども・子育て支援会議」において、成果指標の状況やその状況を踏まえた見直し等の検討を庁内外において広く行っている。 改善提案の内容も参考にしながら、引き続き、「PLAN（計画）」、「DO（計画実施）」、「CHECK（点検・評価）」、「ACTION（見直し）」といった「PDCAサイクル」を実施して、必要に応じた施策（個別事業）の改善に努める。	こども政策課	31
	成果指標	短期目標 令和5年度	実績値 令和5年度	最終目標 令和6年度																							
1	合計特殊出生率(年)	1.83	1.49	1.84																							
2	平均理想子ども数と平均予定子ども数の差(年度)	0.18 人	0.19 人	0.18 人																							
成果指標	達した指標数	達していない指標数	未確定等																								
目標の達成状況	12	20	10																								

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	【改善提案】 子ども・子育て応援プラン[改定版]によれば、「PLAN（計画）」、「DO（計画実施）」、「CHECK（点検・評価）」、「ACTION（見直し）」といった「PDCAサイクル」を活用して、必要に応じた施策の改善に努める旨の記載がある。 しかし、具体的な施策の改善方法、すなわち「CHECK（点検・評価）」及び「ACTION（見直し）」をどのように進めるのかについての記載はないことから、本項において、提案することとしたい。 この「CHECK（点検・評価）」及び「ACTION（見直し）」を継続的に実施することで、事業の効果的・効率的な運営が可能になると考えることから参考にされたい。 ●CHECK（点検・評価）の実施方法 ・まずは、定量的な分析を行うことが重要である。すなわち、目標値と実績値の乖離状況、類似自治体との比較、経年変化の傾向、投入コストに対する成果等を定量的に把握し、分析することで、問題点を浮き上がらせることが必要である。 ・次に、定性的な分析を行う。すなわち、定量的な分析結果を踏まえて目標未達の場合の原因を究明するとともに、県民や利用者からのアンケート調査の結果等を分析し、事業に係る問題点を検討することが必要である。 ●ACTION（見直し）の実施方法 ・CHECK（点検・評価）での実施結果を踏まえ、改善方針を決定することが必要である。具体的には、分析結果に基づき優先すべき問題点を特定し、実現可能性を考慮して改善方針を設定することが考えられる。 ・次に、事業についての具体的な改善策を検討する。すなわち、事業内容について、事業の実施対象の見直し、実施方法の見直し、実施体制の見直し等を行う。なお、必要に応じて、事業の廃止等も併せて検討する。 ・また、改善策を計画したら、成果指標の見直しも検討すべきである。指標の妥当性を再検討して、目標値の上方・下方修正や指標内容の変更の検討を行う。 ・これらの内容を総括して、次年度の事業へ反映すべきである。すなわち、予算要求への反映等を行うことが重要である。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	個別事業に係る網羅的な検証について 【現状及び問題点】 「第4 子育て支援事業（個別事業）に関する監査の結果及び意見」に記載のとおり、本監査の実施により、子ども・子育てに関する個別事業について、委託、補助金、指標の設定、情報公開等様々な問題点が発見されたところである。 ただし、本監査では、時間的、人的制約から、県が実施する子ども・子育てに関するすべての事業について、個別に監査を実施できたわけではない。 【改善提案】 上記のとおり、本監査では様々な問題点が発見されたことから、県においては、改めて、すべての子ども・子育て事業について同様の問題点が無いか検証を行うことが望ましい。	全ての事業について、次年度当初予算の要求過程において、成果指標の達成状況やスキーム等の検証を行う事務事業の見直しを行っているところであり、引き続きその中で問題点の洗い出し等の検証を行っていく。	こども政策課	35
15 ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業				
指摘事項	業務委託契約書に添付されている別記について 【現状及び問題点】 当事業の業務委託契約書に添付されている「別記1 個人情報取扱特記事項」について最新の様式ではなかったものがあった。個人情報についてその取扱いには細心の注意が求められる。また県では、当該特記事項に関して令和5年4月1日に改正が行っている。さらに、当該事業に係る業務委託契約書において「乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。」との規程がある。これらを踏まえると、個人情報について誤った取り扱いを行ってしまう可能性があり問題である。 【指摘事項】 業務委託契約書を作成するにあたり別記等の添付書類も含めて最新の様式であるか確認する必要がある。	当該様式等については、年度当初に庁内メールや全庁掲示板等でお知らせがあるため、これらを担当者間で共有し認識する。なお、契約の事務処理時には、最新の様式を使用しているか予算担当とも連携しながら確認する。	こども政策課	89

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	当補助金事業における補助金交付申請書とその添付書類の日付の不整合について 【現状及び問題点】 当補助金事業において「令和5年度 出逢い・子育て環境づくり支援事業費補助金交付申請書」の提出が行われているが、当該補助金交付申請書の日付よりも添付書類である納税証明書の日付が遅いものが散見された。これは、申請受付以降の審査の過程において添付書類の再提出等のやり取りが行われている結果であるが、その経緯が不明瞭である。 【改善提案】 補助金交付申請書を受け付けた以降に添付書類を再提出させる等のやりとりがあった場合は、その経緯を残すことが望ましい。	改善提案を踏まえ、令和7年度における交付申請手続きにおいては、提出書類の不備による再提出等のやり取りがあった場合は、その経緯を残すよう対応している。	こども政策課	90
意見	業務委託契約における成果物等の提出について 【現状及び問題点】 県は、委託事業として「令和5年度 「子育て応援カード」ウェブサイト保守管理業務」を行っている。当該業務委託契約の第11条において成果物等の提出が規定されている。具体的には、①成果報告書（別添1）、②収支精算書（別添2）及び③成果品（別添3）が受託者から委託者である県に提出されている。現状の③成果品では、受託者の業務が適切に行われていたか否か判断するには十分であるとはいえない状況にある。 【改善提案】 上記③成果品（別添3）は、受託者がその業務を適切に行ったことを証明する書類であるとともに委託者である県は、業務委託契約書第11条に規定されており受託者の業務が合格か不合格か判断する資料であり重要なものである。実際に行った業務内容が容易に把握できるよう、業務実施前と実施後の成果品を可視化し対比できる形式で提出を求める等、成果品の提出要領等についての検討が必要と考える。	成果物について、実施の前後が比較できるような形式（ホームページのイメージを添付）にて報告を求める等、実績報告時の内容を改善した。	こども政策課	90

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
17 ファミリー・サポート・センター事業				
指摘事項	指標における目標値の未設定について 【現状及び問題点】 上記「（１）事業概要 ５）事業の効果（達成すべき指標）」において目標値が設定されていなかった。事業の目標達成には、具体的な指標を設定することが不可欠である。指標は、事業の有効性を判断する基準となるものであるとともに当該指標を分析し、適切な施策を立てることで効果的な改善策を実施することを可能とするものである。当該事業における事業実施主体は市町村であるが、指標における目標値が未設定である場合、当該事業の有効性を評価することができず、また適切な改善策を実施することができず問題である。 【指摘事項】 事業の有効性の評価及び改善策の立案実施のため、指標における目標値の設定を行う必要がある。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の１つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、目標値については、令和7年3月に策定した「宮崎県こども未来応援プラン」において設定したところだが、監査人ご指摘のとおり、事業の有効性の評価は大変重要であることから、当該プランの目標値の状況を適宜把握するほか、次年度の事業検討時に市町村へヒアリングを行うなど事業の有効性などについて検証していきたい。	こども政策課	96
意見	ファミリー・サポート・センター事業の課題について 【現状及び問題点】 ファミリー・サポート・センター事業について県へのヒアリング及び資料等の閲覧を行った結果、以下の課題があると考えられる。 Ⅰ 県におけるファミリー・サポート・センターの設置市町村数は、令和5年度末時点で県内の全市町村26のうち14 市町村であった。 Ⅱ 提供会員になるには会員登録時に講習を受けることとされているが、市町村によって実施される講習の内容や時間は異なり、特に依頼会員の子どもを預かる事についての安全面の知識等が不足している可能性を否めないと考えられる。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の１つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施しており、当該研修についても各地域の実情に応じた形で実施されている。 監査人ご指摘の安全面の確保は、当事業において非常に重要な視点であることから、県が実施する各市町村担当者及びファミリー・サポート・センターに勤務する職員を対象とした研修の中でアンケート調査を実施するなど、その実態把握に努めたい。	こども政策課	97

指摘事項及び意見			講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容				
		【改善提案】 まず、「ファミリー・サポート・センターの設置・運営に係る具体的かつ詳細な課題」、「既設置ファミリー・サポート・センターの目標の達成状況」及び「未設置市町村における未設置の具体的かつ詳細な理由」等に関して、県内における各ファミリー・サポート・センターの実態について調査及び分析を行うことが望まれる。 次に、上記調査及び分析結果に基づき、講習会開催費、会員向け交流会の開催費及び提供会員の処遇改善等に関する助成制度の拡充等の市町村等に対する追加的な支援策を検討されたい。			
意見	ファミリー・サポート・センターに係る補助金審査の強化について 【現状及び問題点】 県は、補助金等の額を確定する場合は、各補助金の交付要綱及び県の補助金等の交付に関する規則に基づき、補助金額及び内容について審査等を行う必要がある。 <補助金等の交付に関する規則> (補助金等の額の確定等) 第 15 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。 ※出所：補助金等の交付に関する規則（昭和39年12月1日規則第49号） 県に対するヒアリング等を行った結果、「宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく提出された実績報告書及びその添付資料等の確認は行っているとのことであった。		当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、事業の実績報告に当たっては、実施主体の市町村と委託先の間で必要事項について精査はしているところだが、監査人ご指摘の点のとおり、市町村から県への実績報告時においても大変重要なことと認識している。 このため、市町村から県への実績報告時は、書類での審査に加えて必要に応じて市町村へヒアリングを行うなど、様々な機会を通じて実態の把握に努めていきたい。	こども政策課	97

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	<宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱> (実績報告) 第 8 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日にいずれか早い期日までにしなければならない。 (1) 精算額調書(別表 1) (2) 事業実績書(別表 2) (3) 収支決算書(別表 3) ※出所：宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱 しかし、上記(2)事業実績書（別表2）に記載されている件数、会員数、人数等の各数値については、その基礎資料まで遡り数値の实在性、正確性等を検証するまでには至っていない。また、市町村が補助対象であり、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているはずであり、県が改めて基礎資料まで遡った資料まで行う必要性は高くないとの見解であった。 【改善提案】 上述のとおり、補助金の審査については、補助金額の基礎資料まで遡り数値の实在性、正確性等を検証するまでには至っていない。また、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているとしても、市町村で確認されたとの証跡を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されていない。 このため、県は、地域子ども・子育て支援事業に係る補助金について、市町村において第一義的に補助金額の基礎資料等による確認が行われているとすれば、その確認結果を添付書類として提出することを依頼する等、審査の強化を検討することが望まれる。具体的には、補助金額算出の根拠となる件数、会員数、人数等の各数値について、その基礎資料まで遡り数値の实在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等を作成し、市町村に当該チェックリスト等で確認することを依頼することが考えられる。また、県が補助金の審査を行う際は、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等、審査の各項目等を整理したマニュアルを作成し、審査時に活用することが考えられる。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
20 みやざき結婚サポート事業				
意見	みやざき結婚サポートセンターが運営しているウェブサイトに記載されている情報の更新について 【現状及び問題点】 みやざき結婚サポートセンターが運営しているウェブサイトを開覧したところ、「ご成婚者様の声」というページに「これまでの成婚数」及び「入籍された方々の日付とコメント」の記載表示があった。ここで当該「これまでの成婚数」に記載表示されている数値は、上記「(1)事業概要 5)事業の効果（達成すべき指標）」に記載されている「指標の実績値」（令和5年度実績値）と同じ数値であった。ところが、同ページには、入籍日が令和6年度のものも表示されており、公表している「これまでの成婚数」の時点を誤認させる可能性がある。 【改善提案】 当該ウェブサイト上で公表している「これまでの成婚数」については、いつ時点の情報か分かるようにするなど、分かりやすい情報提供に努めるよう検討されたい。	こども政策課	107	
21 児童手当等県負担金				
意見	児童手当の寄附について 【現状及び問題点】 児童手当法第20条によれば、受給資格者は受け取ることのできる児童手当の寄附を申し出ることができ、その場合には、同条第2項にて、「市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければならない。」と使用方法についても規定されている。 県によれば、市町村から当該寄附等についての情報を得ていないとのことだが、寄附金の状況等については、定期的に把握するなどの対応が必要と考える。 【改善提案】 県は、定期的に実施する市町村事務指導監査等の機会を捉え、寄附金の受入事務及び使用状況に関する確認等について検討しておくことが望ましい。	こども政策課	110	

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
22 子育て支援乳幼児医療費助成事業				
意見	市町村ごとの相違について 【現状及び問題点】 当該事業では、事業概要にあるとおり、小学校入学前までの乳幼児を対象としている。小学校入学から18歳までの医療費については、市町村が医療費の助成を行っている。 ただし、市町村によって対象年齢や自己負担の支援の内容には相違があるため、どこに住むかによって受け得る助成に違いがあるのが現状である。 【改善提案】 広域行政を担う県としては、地域間の格差はふさわしくないと考える。 よって、県は、県民すべてに平等な助成を行うことができるよう、市町村間の格差を解消し、可能な限り均一な助成を行えるような仕組みについて検討することが望ましい。	監査人ご指摘の地域間格差は非常に重要な視点であるが、乳幼児医療費助成や保育料などについては、本来は国の責任において全国統一に行われるべきものである。 このため、全国知事会を通じて要望を行っているほか、本県単独でも、「みやぎの提案・要望」の中で、地方の実態を踏まえた制度設計や必要な財源の確保について、要望しているところである。	こども政策課	113
23 地域子育て支援拠点事業				
意見	支援メニューについて 【現状及び問題点】 事業概要にあるとおり、支援拠点は県内に74か所ほど設置されている。支援拠点への支給額を計算している精算額調書によれば、拠点における様々な取組のメニューが想定されているものの、各拠点におけるメニューはほとんど実績が記載されていない。 【改善提案】 メニューの中には、“地域の子育て支援活動の展開を図るための取組”や“地域支援”、“利用者支援事業の実施”など、様々なメニューの欄はあるものの、そのほとんどが空欄になっており、すなわち、それらメニューの実績が無いことを意味している。このため、利用者が伸びていない拠点の要因の一つになっているとも考えられる。 子育て世帯の情報共有や、悩み相談のためにも、このような子育て支援センターの重要性がますます高まっていると考えられるため、県は、支援メニューの充実や、センターの広報活動により、利用者を増やしていくことが望ましい。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施しているが、監査人ご指摘の点について、非常に重要な視点であるため、国が発出する交付要綱の改正などあらゆる機会を通じて活用メニューのPRなど積極的に周知していく。	こども政策課	116

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	成果目標について 【現状及び問題点】 事業概要によれば、支援拠点設置数を成果目標にしており、目標値は設定されていないものの実績は取られている。成果指標を設定する以上は、目標値を設定することが望ましいことが当然であるが、それ以前に、支援拠点設置数を成果目標とすることには違和感がある。 【改善提案】 拠点だけ作ればよいというわけではなく、上記のような支援メニューを充実させることにより利用者数を増やすことが一番の目的であると考えられる。 そのため、県は、成果指標としては各支援拠点での利用者数を設定し、その目標と実績を管理していくことが望ましい。なお、利用者数の実績は既に統計が取れていることから、その成果目標の設定も、それほど難しいことではないと考えられる。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、目標値については、令和7年3月に策定した「宮崎県こども未来応援プラン」において設定したところだが、次年度の事業検討時に市町村へヒアリングを行うなど事業の有効性などについて検証していきたい。	こども政策課	116
24 利用者支援事業				
意見	支援メニューについて 【現状及び問題点】 個別事業No.23の「地域子育て支援拠点事業」と同様、地域の子育て支援センターにおいて、様々なメニューが想定されているものの、No.23と同様、空欄の多い拠点が多い。特に、“多言語対応”はどの拠点においても実績が記載されていなかった。 しかし、これだけ県内で働く外国人材が増えてきた現在において、外国人も安心して子育てができる環境を整備することは、喫緊の課題であるとも考えられる。 【改善提案】 “多言語対応”といっても、昨今では翻訳のための携帯アプリを活用することでもできることから、必ずしも多言語に対応した人材を配置する必要はないと考えられる。 よって、県は、そのようなツールの使用も検討しながら、外国人も安心して子育てができる環境を整備することが望ましい。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 監査人ご指摘のとおり、外国人も安心して子育てができる環境の整備は、外国人が増えている昨今の状況からも非常に重要な視点であることから、国が発出する交付要綱の改正などあらゆる機会を通じて活用メニューのPRなど積極的に周知していく。	こども政策課	119

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	成果目標について 【現状及び問題点】 事業概要によれば、実施市町村数を成果目標にしており、目標値は設定されていないものの実績は取られている。成果指標を設定する以上は、目標値を設定することが望ましいことが当然であるが、それ以前に、実施市町村数を成果目標とすることには違和感がある。 【改善提案】 拠点だけ作ればよいというわけではなく、No23と同様、上記のような支援メニューを充実させることにより利用者数を増やすことが一番の目的であると考えられる。 そのため、県は、成果指標としては各支援拠点での利用者数を設定し、その目標と実績を管理していくことが望ましい。なお、利用者数の実績は既に統計が取られていることから、その成果目標の設定も、それほど難しいことではないと考えられる。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、目標値については、令和7年3月に策定した「宮崎県こども未来応援プラン」において設定したところだが、監査人ご指摘のとおり、事業の有効性の評価は大変重要であることから、当該プランの目標値の状況を適宜把握するほか、次年度の事業検討時に市町村へヒアリングを行うなど事業の有効性などについて検証していきたい。	こども政策課	119
25 子どものための教育・保育給付費事業				
意見	市町村から提出される実績報告書の審査について 【現状及び問題点】 当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。 実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項や各種加算認定に当たって誤りやすい事例等について、市町村の担当者にメール等で連絡を行い、注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認を行っているが、市町村が適用すべき加算事項やその単価等、施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。	実績報告書の審査を効率的・効果的に行うため、今後、初任者向け研修会の実施やチェックリストの作成等を検討していく。	こども政策課	122

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	【改善提案】 実績報告書の審査作業は、公定価格確定からごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。 市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点、注意喚起を行った誤りやすい事例等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。			
26 子育て支援施設等利用給付費事業				
意見	市町村から提出される実績報告書の審査について 【現状及び問題点】 当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。 実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。しかし、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合性や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認までは行われていない。	実績報告書の審査を効率的・効果的に行うため、今後、初任者向け研修会の実施やチェックリストの作成等を検討していく。	こども政策課	125

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ								
区分	内 容											
	【改善提案】 実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。 市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。											
27 幼児教育の質の向上のための環境整備事業												
指摘事項	補助対象経費に該当するかどうかの判断について 【現状及び問題点】 本事業による補助対象経費については、「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定、令和5年6月26日最終改正）（以下「実施要領」という。）に定めがあり、その具体的な運用については「教育支援体制整備交付金QandA」（以下「QandA」という。）が発出されている。 「QandA」における補助対象経費の記載は次のとおりである。 <table><tr><th>質問</th><th>回答</th></tr><tr><td>対象となる経費はどのようなものか。</td><td>要領上挙げている設備の購入費と備え付け経費。</td></tr><tr><td>整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。</td><td>対象外。（設備としての初期投資のみが対象。）</td></tr><tr><td>運搬費（運賃、送料）は対象となるか。</td><td>対象外。</td></tr></table> ※出所：教育支援体制整備交付金 QandA	質問	回答	対象となる経費はどのようなものか。	要領上挙げている設備の購入費と備え付け経費。	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。（設備としての初期投資のみが対象。）	運搬費（運賃、送料）は対象となるか。	対象外。	本補助金は、国からの内示額が、毎年、希望額を大幅に下回っており、事業者においては経済負担の増加や施設整備の断念などを余儀なくされている状況であるため、県では、備え付け経費に優先して対象となる物品の購入費に補助を行っている（令和6年12月に、こども家庭庁へこの取扱いの妥当性について確認済み。）。今後とも、補助金の適正な執行に努めていく。	こども政策課	129
質問	回答											
対象となる経費はどのようなものか。	要領上挙げている設備の購入費と備え付け経費。											
整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。（設備としての初期投資のみが対象。）											
運搬費（運賃、送料）は対象となるか。	対象外。											

指摘事項及び意見			講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容				
		補助金の交付対象となった施設から提出された補助金等交付申請書及び令和5年度宮崎県教育支援体制整備事業費交付金事業実績報告書を閲覧した。その結果、総事業費のうち補助対象経費と補助対象外経費との区分について、運搬費（運賃、送料）について検討したところ、補助対象外経費として査定は適切に実施されていると判断できた。 しかし、設備の備え付け経費が明確に補助金申請書に記載されていた8施設について、備え付け経費に相当する金額が補助対象外経費とされていた。これは、実施要領及びQandAとは異なる取扱いである。 当該8施設については補助金が過小に交付されたこととなる。 【指摘事項】 前述のとおり、県は、補助金算定を誤っていることから、適切な補助金交付事務を徹底すべきである。 なお、補助金交付事務については、補助対象経費の適否の判断等について一定の経験を要するなど担当者が誤るリスクがある。このため、補助金算定時に留意すべき事項のチェックリストを作成し運用することや、複数の職員によるダブルチェックを行う等、リスクを踏まえた対応を検討すべきである。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
28 保育士修学資金貸付等事業				
意見	成果指標について 【現状及び問題点】 当該事業については、成果指標が設定されていない。当該事業は、保育士資格取得を目指す学生の保育士修学資金の貸付、及び潜在保育士の就業を支援するために保育料の一部貸付等を行うことによって保育人材確保を図ることを目的としている。修学資金貸付を受けた者は、貸付の種類ごとに県内で保育士としての業務従事期間就業することにより返還義務が免除される仕組みである。例えば、保育士就学資金の場合、貸付開始から返還免除まで最短でも7年を要する。長期間にわたる資金の貸付を行う事業であり、支出の成果が表れるまでに相当の期間を要するため、指標の設定に困難が伴うことは理解できるが、上述の事項を考慮すると、成果指標の設定が全く不可能なわけではない。 【改善提案】 上述のとおり、当該事業による貸付金は、貸付の種類ごとに保育士としての業務従事期間等所定の条件を満たすことによって返還を免除することが定められている。当該事業によって、保育士の就業者数の増加や勤続期間の伸長等の効果が期待されると考えられる。これを踏まえると、例えば、県内施設に勤務する保育士の新規就業者数や平均勤続年数、貸付実施総額に対する返還免除額の比率等を指標として設定することが考えられる。	次のとおり成果指標を設定した。	こども政策課	132
		県内の保育士養成施設卒業者で保育施設へ就職した者のうち、県内で就職した者の割合 令和5年度 83.8% → 令和9年度 90.0%		

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
29 保育士等キャリアアップ研修事業				
意見	委託事業者選定について 【現状及び問題点】 保育士等キャリアアップ研修（以下、本事業において「研修」という。）は、国が実施している処遇改善の取り組みに関する事業であり、全国の都道府県等で実施されている。保育施設が保育給付に係る処遇改善加算を受給するには、対象となる保育士等は研修の受講が必要であり、今後段階的に受講が必要な分野数が増加することが予定されている。 研修の実施方法等については、厚生労働省が「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、次のとおり、実施主体及び実施方法等を定めている。 2 実施主体 研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。 3 研修内容等 （省略） (5)実施方法 研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。また、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成 30 年度厚生労働省委託事業）を参考にすること。 （省略） 7 その他 (1)都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。	ご指摘のとおり、本研修を、例えば集合型とeラーニングとにわけて委託することや、研修内容によってわけて委託することにより、より多様な運営主体を確保し、ひいては、研修内容の充実に繋げることは重要であると認識している。 現状においても、複数社による企画提案競技により委託業者を決定している状況ではあるが、業務委託の今後のあり方については、地域の実情や費用対効果等も考慮しながら検討を行っていく。	こども政策課	135
※出所:ガイドラインから監査人が一部抜粋				

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	本事業は、上記のうち都道府県が実施主体となって実施する研修（以下「主催研修」という。）の全部を委託するものであり、都道府県知事の指定した研修実施機関が実施主体となって実施する研修（以下「指定研修」という。）は本事業に含まれていない。 本事業に係る受託事業者は、企画提案競技（プロポーザル方式）によって選定されている。令和3年度は1者、令和4及び5年度はそれぞれ2者が応募しており、3年連続して同一事業者が選定されている。結果として、過去3年間の応募者数は多いとは言えない。 この点についての県の説明は、次のとおりである。すなわち、「本県の主催研修においては、受講者である保育士等のニーズに応じて、受講者が集合型研修とeラーニング研修を選択できる仕様で受託者を募集している。他県においては主催研修をeラーニングのみで実施しているところもあり、そのため、本県の事業は事業者の負担が大きく、実施できる事業者が限られてくると考えている。」とのことである。 この点、県が受講者のニーズに応じて受講しやすい仕様としたことは評価できる。また、本事業は講師選定や研修プログラムの作成等専門的な知識や経験が必要であることから、受託可能な事業者が一定程度限定されていることは理解できる。 しかし、集合型研修とeラーニング研修は、それぞれ異なる環境の研修形態であり、そのいずれかに強みを持つあるいは特化して事業を行っている事業者もあると考えられる。また、他都道府県がホームページで公開している主催研修の委託先に関する情報を見る限り、研修形態や対象者を基準に研修を分割して、複数の事業者に委託している事例も見受けられる。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	大分県保育士等キャリアアップ研修 1 大分県主催(令和6年度計画) (1) 学校法人A学園〔大分県委託〕 (2) B連合会〔大分県委託〕 保育コーディネーター認定者限定 (3) eラーニング研修(委託先 C株式会社) 2 県が指定する研修実施機関が実施する研修 ※出所：大分県ホームページから監査人加工 このような状況を踏まえ、今後も現仕様を維持したまま事業者募集を継続すると、県の事業者選定の選択肢が限定されることによって、より有効な事業遂行が可能な事業者選定の機会を失うことが懸念される。 【改善提案】 県は、他都道府県における事業実施状況も参考にしながら、例えば、集合型研修とeラーニング研修を分離して受託事業者を募集することの可否について検討することが望ましい。			
30 一時預かり事業				
意見	市町村から提出される実績報告書の審査について 【現状及び問題点】 当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。 実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、事業の実績報告に当たっては、実施主体の市町村と委託先の間で必要事項について精査は行っているところだが、監査人ご指摘の点のとおり、その精度を向上させることは大変重要であると認識している。 このため、市町村から県への実績報告について、書類での審査に加えて必要に応じて市町村へヒアリングを行うなど、様々な手法を用いながら進めてまいりたい。	こども政策課	139

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	【改善提案】 実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。 市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。			
31 延長保育事業				
意見	市町村から提出される実績報告書の審査について 【現状及び問題点】 当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。 実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、事業の実績報告に当たっては、実施主体の市町村と委託先の間で必要事項について精査は行っているところだが、監査人ご指摘の点のとおり、その精度を向上させることは大変重要であると認識している。 このため、市町村から県への実績報告について、書類での審査に加えて必要に応じて市町村へヒアリングを行うなど、様々な手法を用いながら進めてまいりたい。	こども政策 課	142

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	【改善提案】 実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。 市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。			
32 病児保育事業				
意見	市町村から提出される実績報告書の審査について 【現状及び問題点】 当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。 実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項や各種加算認定に当たって誤りやすい事例等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、事業の実績報告に当たっては、実施主体の市町村と委託先の間で必要事項について精査は行っているところだが、監査人ご指摘の点のとおり、その精度を向上させることは大変重要であると認識している。 このため、市町村から県への実績報告について、書類での審査に加えて必要に応じて市町村へヒアリングを行うなど、様々な手法を用いながら進めてまいりたい。	こども政策課	145

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ																																																																		
区分	内 容																																																																					
	【改善提案】 実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。 市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点、注意喚起を行った誤りやすい事例等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。																																																																					
33 放課後児童クラブ事業																																																																						
意見	成果指標について 【現状及び問題点】 事業概要によると、支援の単位数（クラス総数）を実績値として記載しているが、指標の目標値が設定されていない。 令和5年度において待機児童が存在するまたは登録児童総数が定員総数を上回っている県内の市町村は次のとおりである。 （単位：人、5月1日現在） <table><tr><th>市町村名</th><th>クラブ数</th><th>支援の単位数</th><th>定員</th><th>待機児童</th><th>登録児童</th></tr><tr><td>宮崎市</td><td>59</td><td>104</td><td>4,247</td><td>159</td><td>4,624</td></tr><tr><td>都城市</td><td>73</td><td>73</td><td>2,496</td><td>34</td><td>2,540</td></tr><tr><td>延岡市</td><td>22</td><td>29</td><td>1,331</td><td>3</td><td>1,233</td></tr><tr><td>日南市</td><td>13</td><td>24</td><td>830</td><td>37</td><td>795</td></tr><tr><td>小林市</td><td>18</td><td>19</td><td>541</td><td>9</td><td>512</td></tr><tr><td>日向市</td><td>13</td><td>13</td><td>472</td><td>19</td><td>451</td></tr><tr><td>西都市</td><td>15</td><td>16</td><td>477</td><td>1</td><td>467</td></tr><tr><td>国富町</td><td>4</td><td>4</td><td>160</td><td>0</td><td>175</td></tr><tr><td>西米良村</td><td>1</td><td>1</td><td>40</td><td>0</td><td>55</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>3</td><td>3</td><td>120</td><td>0</td><td>130</td></tr></table> ※出所：県提出資料 放課後児童クラブ厚労省調査	市町村名	クラブ数	支援の単位数	定員	待機児童	登録児童	宮崎市	59	104	4,247	159	4,624	都城市	73	73	2,496	34	2,540	延岡市	22	29	1,331	3	1,233	日南市	13	24	830	37	795	小林市	18	19	541	9	512	日向市	13	13	472	19	451	西都市	15	16	477	1	467	国富町	4	4	160	0	175	西米良村	1	1	40	0	55	美郷町	3	3	120	0	130	当事業は、子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施主体である子ども・子育て支援事業の1つで、実施に当たっては、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施している。 なお、監査人の意見にある登録児童が定員を超過しているクラブ3町について、設定している登録児童が定員は超えているが、登録児童全ての受け入れができており、待機は発生していない。また、これら以外で定員を超過している市町村は他にはない。 目標値については、令和7年3月に策定した「宮崎県こども未来応援プラン」において設定しており、加えて、令和7年度から実施している放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業にて待機児童解消の数について目標設定を行っている。	こども政策課	149
市町村名	クラブ数	支援の単位数	定員	待機児童	登録児童																																																																	
宮崎市	59	104	4,247	159	4,624																																																																	
都城市	73	73	2,496	34	2,540																																																																	
延岡市	22	29	1,331	3	1,233																																																																	
日南市	13	24	830	37	795																																																																	
小林市	18	19	541	9	512																																																																	
日向市	13	13	472	19	451																																																																	
西都市	15	16	477	1	467																																																																	
国富町	4	4	160	0	175																																																																	
西米良村	1	1	40	0	55																																																																	
美郷町	3	3	120	0	130																																																																	

指摘事項及び意見			講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容				
		県内7市において待機児童が存在していることに加え、少なくともその他3町村で定員を超過しているクラブが存在しており、上記以外の市町村においても定員を超過しているクラブが存在しないとは言い切れない。県は、放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所としての単位数を多く確保することだけでなく、市町村ごとに必要な単位が過不足なく設置されることを目的とした指標を設定すべきと考えられる。 【改善提案】 都市部を中心に待機児童が多数存在する市町村があることや、待機児童がゼロであっても定員を超過する登録児童が存在する市町村があることなどから、例えば、待機児童数をゼロとすることや定員充足率が100％を超える施設数を一定数以下とすること等は指標となりうると考えられ、そのような視点から指標を設定することが望ましい。			

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
福祉保健部こども家庭課				
34 児童家庭支援センター設置運営事業				
指摘 事項	業務委託契約書に添付されている別記について 【現状及び問題点】 当事業の業務委託契約書に添付されている「別記1 個人情報取扱特記事項」について最新の様式ではなかった。個人情報についてその取扱いには細心の注意が求められる。また県では、当該特記事項に関して令和5年4月1日に改正が行っている。さらに、当該事業に係る業務委託契約書第14条において「乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。」との規程がある。これらを踏まえると、個人情報について誤った取り扱いを行ってしまう可能性があり問題である。 【指摘事項】 業務委託契約書を作成するにあたり別記等の添付書類も含めて最新の様式であるか確認する必要がある。	最新の様式に変更し、契約書を作成した。	こども家庭 課	152

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	予算執行何の別記における記載誤りについて 【現状及び問題点】 予算執行何の別記において以下の記載がある。 3 契約の相手方 社会福祉法人〇〇〇〇〇 理事長 △△△△ 4 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) 5 契約の相手方を上記 3 とする理由 県では、施設の小規模化や地域分散化、里親委託の推進等を目的とした宮崎県社会的養育推進計画を令和元年度に策定し、計画の着実な推進のため、県独自の取組として、乳児院に児童家庭支援センターを併設し、地域支援体制の充実強化を図ることとしている。 以上を踏まえ、本業務委託契約においては、乳幼児の里親委託の促進のため、未委託里親等に対する実践的なトレーニングを乳児院に併設した児童家庭支援センターで実施することとしており、地方自治法第 167 条第 1 項第 2 号のとおり性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約とする。 注:上記「3 契約の相手方」については、個人情報に該当するため伏字にしている。 ※出所：県作成資料を監査人が一部抜粋加工 上記「5 契約の相手方を上記3とする理由」に記載されている文章は、契約の方法を随意契約とした理由であり、相手方を選んだ理由となっておらず表題とその記載内容とが不整合となっており問題がある。 【指摘事項】 表題とその記載内容との整合性も含め正しい記述を行う必要がある。	契約の相手方を上記 3 とする理由を、以下のとおり整理し、表題と記載内容が整合するよう修正した。 5 契約の相手方を上記 3 とする理由 本事業は児童の家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。 当該事業は地域の家庭の専門的相談支援や市町村、その他児童福祉関係機関との連携が必要となる。(社)〇〇〇〇は平成 2 8 年度より児童家庭支援センターを運営してきたことで、専門的知識やノウハウが蓄積され、また、地域の関係機関との連携も図れている。 加えて、児童家庭支援センターを運営する上で必要となる職員を確保できている法人は宮崎市の△△△△、都城市の□□□□の 2 施設となっており、他に取扱者がなく、地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号のとおり性質又は目的が競争入札に適しないため、(社)〇〇〇〇の園と随意契約する。	こども家庭課	153

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
37 ひとり親家庭等日常生活支援事業				
意見	利用数の増加について 【現状及び問題点】 本事業は、ひとり親家庭等が修学や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣することで、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とするものである。 特に常時保育を必要とする乳幼児を育てるひとり親にとって、疾病などで育児が出来ない時に家事や育児を頼めることは、ひとり親だけでなく子どもにとっても意味のあることである。ひいては、ひとり親でも安心して子育てを行うことができる安心感を醸成し、出産を躊躇している家庭に出産を促すことで、ひとり親が県に移住するための心理的障壁を軽減することも期待できる重要な施策である。 本事業の対象は県下のすべての市町村であるが、令和5年度に実際に利用したのは8市町村にとどまる。予算実績比率についても、近年5割から6割程度で推移している。 本事業の広報は各市町村に委ねられている。インターネット検索をしたところ、事業名を特定しなければ本事業の情報にたどり着けないものがほとんどであった。 また、利用方法についても各市町村に委ねられているところ、事前登録が必要な市町村がほとんどであり、予定されていた修学ではなく、疾病などの急に保育が必要な時に利用が困難なものであった。 【改善提案】 県は、本事業について、より積極的な利用を促進するため、市町村に対して広報に関する支援を行うことが望ましい。具体的には、各市町村におけるホームページや各市町村広報における記載内容について助言を行うことが考えられる。また、定期健診などの際にチラシを配布するなどの方法も有用と考えられる。 また、本事業の利用方法について、ユーザーフレンドリーな方法を各市町村と協議した上で、利用方法の改善へと誘導すべきである。ユーザーフレンドリーな方法としては、電話やLINEなどのSNSを通じて利用の申請ができ、疾病などの緊急の際には事後登録で良いこととすることなどが考えられる。	制度の利用促進に向け、窓口などで配布できる資料を市町村に提供した。	こども家庭課	162
		なお、電話やSNSを通じた利用申請の受付については、各市町村における予算や委託の仕様に關わることであるため、市町村の意見を十分伺いながら助言することとしたい。		

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
38 子どもの生活・学習支援事業				
意見	県下のすべての子どもが利用できる施策への移行について 【現状及び問題点】 本事業は、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うものである。実施主体は各市町村であり、各市町村が地域の社会福祉協議会などに委託して実施している。 県内では、都城市と延岡市の2市のみが本事業を実施しており、予算実績比率も5割程度で推移している。 本事業の目的は重要であるが、次のとおり、利用者である子どもたちにとって使いづらい事業であり、利用者が限定されているのが実情である。2市以外に実施が広がらない一因もこのことにあると思われる。 そもそも子どもを対象とした施策を実施するには、子どもの行動範囲を考慮しなければならない。特にひとり親家庭の子どもは、親が車で送り迎えをしてもらえることを期待できず、移動は徒歩か自転車に限られる。都城市や延岡市においても、事業の実施場所まで一人でたどり着ける範囲に居住する児童は限られていると思われる。強いて言えば、本事業を実施することにより、中心市街地の児童と周辺の児童との間の教育格差を助長する一因にもなりかねない。 【改善提案】 県では中山間地域の児童に対しタブレット端末を貸与し、大手学習塾とタイアップして講義を受けることができる施策もあるとのことである。子どもの学習の機会、県下のあまねく地域に住んでいる児童に対しても平等に与えられるべきである。IT技術を使いつつでもどこでもアクセスできる施策へと移行していくことが望ましい。	市町村に対し、県が実施しているオンライン方式の学習支援制度について周知した。	こども家庭課	165

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
39 母子等福祉強化推進事業				
意見	養育費に係る法律相談について 【現状及び問題点】 本事業の一つに、養育費に係る法律相談がある。具体的には、県は、弁護士会と協定を結び、母子家庭等就業・自立支援センターにひとり親から養育費についての相談があった場合には、弁護士会から相談担当者を推薦してもらい相談者を専門家に早期に繋げ、その相談料を県が負担するというものである。 ひとり親が子供の生活を安定させるうえで、非同居親から適切な養育費の支払いを受けることは非常に重要である。しかし、県の調査では母子の57.4%、父子の91.7%のひとり親が非同居親から養育費を受けたことがなく、母子の72.3%、父子の93.5%が現在は受け取っていないという結果が出ている（ひとり親世帯生活実態調査結果報告書令和4年12月版）。養育費の支払い確保は、当該ひとり親及び子どもの安定的生活にとっても重要であるが、生活が安定しないひとり親への公費の負担を減らすという意味では、県の財政にとっても重要である。また、法定養育費制度の新設など家族法制度改革の施行を控え、養育費に対する関心が社会的にも高まっている状況である。 このような状況であるにもかかわらず、養育費に係る法律相談の実施件数は令和5年度が6件にとどまる。過去の実施件数も年間10件以下であった。このような、相談件数が極端に少ないことの原因については、告知広報の不足、離婚相手とこれ以上揉めたくないというひとり親の心情からか、法テラス等の他の法律相談のチャネルで十分賄えられているのか理由は複数考えられるが、ヒアリングにおいても県の担当者も分からないとの回答であった。 【改善提案】 養育費の支払いを受けていないひとり親という潜在的な需要は確実にあるにもかかわらず、無料で受けられる相談の件数が極端に少ないと考えられる。 このため、県は、ひとり親に対するアンケート調査等を行うことにより本事業の相談件数が少ない原因を把握し、その結果を踏まえて、ひとり親にとってより活用しやすい事業となるよう検討することが望ましい。	県内ひとり親世帯に対して行う「ひとり親世帯生活実態調査」の次期調査を、令和9年度に実施する予定であることから、同調査においてひとり親の意見等を把握し、改善等に繋げる。	こども家庭課	168

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ									
区分	内 容												
意見	親子交流に係る支援事業について 【現状及び問題点】 国が定める母子家庭等就業・自立支援事業の要綱では、面会交流に対する支援として、養育費等の相談事業の一環として面会交流についての相談を受ける方法と、支援員を配置し親子交流支援事業として行う方法を定めている。県は、前者の方法で面会交流についての支援を行っているが、利用者はいないとのことである。 しかし、離婚後の別居親と子どもとの交流が子どもの精神面の安定をもたらし健やかな成長にとって有意義であるだけでなく、別居親にとっても養育費を支払う意欲につながるとの指摘があり、面会交流支援に力を入れることが望ましい。また、面会交流について問題を抱えているのは多くの場合別居親であり、同居親が対象である養育費相談の一環として面会交流相談を受けるとしても実効性がないと言わざるを得ない。 【改善提案】 県は、親子交流支援事業を行い、別居親からの相談を受け、面会交流の支援を手厚く行うことが望ましい。	同事業を実施している他県の制度利用実績を見ても十分活用されているとは言えない状況であることから、費用対効果を含めて引き続き検討を続ける。 (参考) <table><tr><td>山形県</td><td>支援計画策定</td><td>6 件</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>〃</td><td>1 0 件</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>〃</td><td>1 件</td></tr></table>	山形県	支援計画策定	6 件	埼玉県	〃	1 0 件	大阪府	〃	1 件	こども家庭課	169
山形県	支援計画策定	6 件											
埼玉県	〃	1 0 件											
大阪府	〃	1 件											

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
40 ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業				
意見	本事業の有効性の検討について 【現状及び問題点】 本事業は、主体的に職業訓練に取り組むひとり親家庭の親に対して給付金等を支給し、ひとり親家庭の就業の効果的な推進、自立の支援を図ることを目的とするものである。要件を満たすひとり親に対し、職業能力開発のための対象講座を受講した場合や高卒認定試験の合格講座を受講した場合には受講料の一部を、看護師、介護福祉士等の資格を取得するために修業する場合に給付金等を支給するものである。市部は市が実施し、郡部を県が実施している。 本事業は、ひとり親の自立を促すという側面だけでなく、看護師、准看護師、介護福祉士等地域のインフラと言うべき病院や介護施設の人材確保を図り、特に郡部の県民の生活環境の維持にも役立つものである。 このように、地域で役立つ人材の育成という側面から見ると、対象者の居住する地域で就職しているのか、定着しているのか、少ない労働市場の中でミスマッチが起きていないかなどについて調査しなければ地域にとって効果的な人材育成を行うことは難しい。しかし、本事業の利用者については、受講後の就職の有無以外に追跡調査等は何ら行われていない。 【改善提案】 上記を踏まえ、県は、本事業の利用者に対して、就職先、仕事の定着率等を追跡調査するとともに、医療介護分野における人材の需要の動向などについても調査を行い、本事業の有効性を検討することが望ましい。	本事業を活用して就業した者について、限られた人的リソースの中で長期間にわたる追跡調査を行うことは困難であるが、受給者の就業先と医療介護分野の人材需給状況と照らした分析を定期的に行うこととした。	こども家庭課	173

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
41 児童扶養手当給付費事業				
意見	養育費との関係について 【現状及び問題点】 本事業は、父又は母と生計を同じくしていない児童等について、父又は母等に一定の手当を支給することにより、児童福祉の増進を図るものである。児童扶養手当の支給の有無及び額は所得額によって変わる。所得額には、養育費の8割を含めて計算することになっている。所得額に養育費の8割を含めて計算することで、児童扶養手当が減額される可能性がある。 最終的に受け取る金額が児童扶養手当のみを受給した場合より少なくなることは無いようであるが、全ての人が経済合理性をもって選択をするわけではない。養育費を受け取ること児童扶養手当が減額になる可能性があるならば、離婚した相手とのさらなる紛争を避けるために養育費の請求を断念するという選択をとるひとり親はいるものと思われる。 県において半数以上のひとり親が養育費の支払いを受けたことがないという（ひとり親世帯生活実態調査結果報告書令和4年12月）原因について、担当者のヒアリングにおいても、児童扶養手当を満額受けることができるなら、これ以上離婚した相手ともめてまで養育費を請求したくないというひとり親の心情もあるのではないかと指摘された。法定養育費支払制度等を含む民法改正の施行が今後予定されており、養育費の支払いを受けたひとり親が半数以下という現状を劇的に改善するための追い風があるのであるから、これに水を差す可能性のある要因は可能な限り解消することが望ましい。 【改善提案】 県は、養育費を受け取ることが児童扶養手当の減額の要因になりうることで養育費請求のディスインセンティブになっている可能性についてアンケート調査などを行い、その可能性があるならば、養育費を受けることにより児童扶養手当が減額されるひとり親には県が減額分を補填する、現在行っている養育費についての法律相談無償化に加えて養育費を実際に請求する際の弁護士費用を県が負担するなど養育費請求に対する更なるインセンティブを与える施策を検討することが望ましい。	こども家庭課	176	

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
42 ひとり親家庭医療費助成事業				
意見	現物支給への移行について 【現状及び問題点】 本事業は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図るものである。具体的には、20歳未満の者を扶養するひとり親家庭の父・母やその者が扶養する児童（18歳に達した日が属する年度の年度末までの者）について、1人月1,000円の自己負担額を超える一部負担金を県と市町村で助成している。 助成方法については、入院は、市町村が医療機関へ直接助成対象経費を支払う現物給付方式である。入院外は、一旦患者が支払い市町村へ補助申請した後に患者へ補填助成する償還払方式である。 入院外にあっては、まず患者が治療費等を病院に支払い、その後患者が市町村に負担した治療費の支払いを求め、市町村が患者へ支払う。また、市町村は、1/2は県が負担することから、患者からの請求額を取りまとめて1/2を県に請求するという方法が採られている。しかし、入院の手続きと比較すると、手続きが煩瑣であると考えられる。 また、患者が治療費を一時的に負担しなければならないとなると、ひとり親が抱える子どもの病院受診を控えさせる方向に働く可能性もある。市町村によっては、入院外についてもひとり親家庭であるかを問わず18歳まで現物支給を行っている自治体もある。償還払いの方法は、安易な医療機関の受診いわゆるコンビニ受診を制限する効果があるとも考えられるが、そもそも育児や仕事に追われているひとり親が頻繁に病院を受診することは考え難い。 また、子どもだけでなくひとり親自身も治療費を一時的に負担してなおかつ市町村に請求するという手続きの煩瑣を考えると受診控えに繋がる可能性もある。受診控えによりひとり親が重大な病気の発見が遅れた場合にその子どもの生活に与える影響は甚大である。 【改善提案】 上記を踏まえ、県は、ひとり親家庭の18歳までの子ども及び親の入院外の医療機関の受診についても、入院と同様に現物支給方式への移行を検討することが望ましい。	令和6年度に、他県や市町村の状況等を調査し、ひとり親家庭医療費の入院外の現物給付化については、既に多くの市町村が独自の施策として実施されており、県として実施しないこととした。 なお、こどもの医療について、自治体の財政状況により差異が生じることは望ましくないことから、全国一律の公費負担医療制度を創設するよう、各県とも連携しながら、引き続き国に対して要望を行う。	こども家庭課	180

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
商工観光労働部商工政策課経営金融支援室				
43 県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）事業				
44 県中小企業融資制度（みやざき成長産業育成貸付）事業				
意見	子育て支援事業としての成果の把握について 【現状及び問題点】 県は、令和5年3月に策定した「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]」において、次のとおり、本事業を子ども・子育てに関する施策として記載し、推進を図っている。 ＜県中小企業融資制度の記載＞ 基本目標2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり 施策の方向 (6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備 (中略) 施策の具体的内容 ① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援 (中略) ○ 新たに事業を開始する女性、30 歳未満の若者を金融面から支援するため、「創業・新分野進出支援貸付」(県中小企業融資制度)の利用を促進します。(商工観光労働部) 基本目標3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり 施策の方向 (10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し (中略) 施策の具体的内容 (中略) ② 仕事と子育ての両立支援制度の定着 (中略) ○ 子育て支援関連施設を整備する中小企業者を金融面から支援するため、「みやざき成長産業育成貸付(働き方改革等)」(県中小企業融資制度)の利用を促進します。(商工観光労働部)	県が各事業を実施する上では、達成すべき目標を定めて実施するのが望ましいと考えられる。 しかしながら、本事業は中小企業者向けの融資制度であり、経済情勢や各種公的支援、多様な資金需要等を踏まえ、必要に応じて対応するものである。そのため、予め個別の事業（貸付メニュー）に係る貸付額を目標として定めることは、中小企業者の円滑な資金の調達に影響を及ぼしかねないことから、制度の趣旨にそぐわないものとする。 なお、融資制度全体としては、中小企業者の様々な資金需要に柔軟に対応できるよう、引き続き適切な融資枠を確保してまいりたい。	商工政策課 経営金融支援室	184
※出所:第2期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]				

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	（１）事業概要のとおり、本事業の概要について内容を把握したところ、事業の効果（達成すべき目標）については値の記載が無かった。この点について、県によれば、（１）事業概要に記載のとおり「※融資制度全体としては成果指標を定めているが、貸付ごとの成果指標は定めていない。」とのことである。 事業の効果として、達成すべき目標が定められていない場合、事業の効果測定ができず、また、実施事業に係る事業成果の説明責任が果たせないといった問題が生じかねない。 【改善提案】 前述のとおり、県は、本事業について子ども・子育てに関する施策としての推進を図っており、県としても本事業が重要であることが分かる。 よって、県は、本事業について、事業の効果として達成すべき目標を定めることが望ましい。なお、そもそも、県は融資制度全体としての成果指標を定めていることから、これを前提に細分化を行う等により、本事業に係る成果指標を定めることが考えられる。			

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
農政水産部農業流通ブランド課				
45 みやざき食の安全・県産県消推進事業（うち食の魅力発信・県産県消推進事業）・宮崎「食」のもったいない実践推進事業				
意見	補助金交付先が外部委託した事業に係る事業者の選定について 【現状及び問題点】 当該事業による補助金の主要な交付先は、「みやざきの食と農を考える県民会議」（以下「県民会議」という。）である。県民会議は、事務局が農業流通ブランド課に設置され、同課職員が通常業務を実施している。県民会議の収支決算によると令和5年度の収入は県からの補助金のみであった。 県民会議は、県（健康増進課、環境森林課）及び公益財団法人宮崎県健康づくり協会と共同で「Karada Good Miyazaki フェスタ2023」を主宰しており、当該イベントに係る企画、告知、会場設置、イベント運営等について事業者へ委託を行っている。 事業者の選定にあたって、県民会議は、企画コンペ方式を採用しており、指名競争入札に準じて、県の「競争入札参加資格者名簿」に登録されている者から、(1)県内に本社があり、(2)「広告代理」及び「催事企画展示」で登録されている12事業者に委託事業説明会の案内を送付している。 しかし、事前説明会への参加申し込みは2者からあったものの1者が欠席したため、実質的な参加者は1者のみであり、応募業者も同事業者1者のみであった。令和4年度に実施された「Karada Good Miyazaki フェスタ2022」についても同様の方式で事業者選定を行っている。これらを踏まえると、一定の競争性は担保されていると考えられるものの、企画コンペ方式として、ホームページに掲載する等して一般公募が実施された訳ではない。	令和7年度については、令和6年度に引き続きみやざきの食と農を考える県民会議ホームページにて公募を実施するとともに、県ホームページにおいても、公募を開始したことを周知した。	農業流通ブランド課	188

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	複数事業者からの提案が無いことから、一般公募により広く事業者からの提案を促すべきではなかったか、経済的に事業運営されたか等について問題が生じかねない。 【改善提案】 イベント開催等の事業については、一般的に広く公募を募ることで民間事業者の創意工夫を凝らした提案が期待でき、より良い事業の開催や運営が実施されることが期待される。 県によると、令和6年度においては一般公募を行い、より多くの事業者を募るよう改善を実施しており、2者の参加を得たとのことであった。 県においては、上記に記載した問題を踏まえ、今後も、一般公募を継続するとともに、より広く事業者からの提案を促す方法を実施されたい。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	補助金交付部署と交付確定審査部署との分離について 【現状及び問題点】 県民会議の理事及び監事等の役員は加入会員から選出されるが、県民会議は法人格のない任意団体であるとともに、事務局は農業流通ブランド課に置かれ、同課職員が業務全般を行っている。また、県民会議の収入は県の補助金のみであり、当該補助金を財源に事業を実施している。 県民会議の支出調書は同課課長補佐（ブランド担当）を支出承認者として、同課事務局担当職員全員の承認印が押印されるとともに、補助金交付額の確定にかかる決裁伺書には審査承認者である課長及び同課事務局担当職員全員の押印が行われている。 すなわち、補助金事業実績報告書の審査にかかる最終承認者を補助対象経費の支出にかかる最終承認者の上位者としてことによって、補助金を受給する立場にある県民会議における支出承認者と補助金を交付する立場にある県の審査承認者が同一である、いわゆる自己審査となることを回避している。 しかし、県民会議の事務のすべては農業流通ブランド課で実施されており、実質的には、補助金申請及び受給並びに補助金審査は、同課内で処理されている。このため、第三者の視点からは、補助金交付先の自主・自立性が確保されているか、補助金審査が適切に実施されているか等について疑義が生じかねない。 【改善提案】 補助金是对価性の無い支出であり、公益性が担保されることが重要である。 このため、補助金交付先の自主・自立性の確保や補助金審査の適切性が必要となる。 よって、県においては、補助金の交付と受給を分離することを念頭に、補助金審査に関して、例えば団体の事務局としての職務部署と当該団体の補助金交付決定審査業務を行う部署を分離する等、職務の分離によって疑義を解消することが望ましい。	県民会議の補助金審査業務について、補助金審査業務に県民会議事務局以外の職員を加えることで、第三者の視点を含む補助金審査を行うこととする。	農業流通ブランド課	189

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ						
区分	内 容									
病院局経営管理課										
47 院内一時保育事業										
意見	公募型プロポーザル方式による事業者の選定について 【現状及び問題点】 本事業において、県立宮崎病院及び県立日南病院では、公募型プロポーザル方式により、事業者が決定されている。 公募型プロポーザル方式によれば、事業者の創意工夫を凝らした提案内容を踏まえ、価格以外の要素も考慮して事業者を選定でき、さらに、審査基準等も明確であるため透明性や公平性を担保できるという利点がある。 県立宮崎病院及び県立日南病院における事業者から提出された提案書を閲覧したところ、次のような提案が記載されており、県及び院内一時保育を利用する方にとって良い提案内容と考えられる。 <事業者提案書における提案事項の例> <table><tr><th>病院名</th><th>内容</th></tr><tr><td>県立宮崎病院</td><td>・保育計画、指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・事故・災害発生の防止策の作成及び実施。避難訓練等の実施。</td></tr><tr><td>県立日南病院</td><td>・保育指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・緊急時の対応としての緊急連絡先等の整備。安全管理マニュアルの整備。避難訓練等の実施。</td></tr></table> ※出所：事業者作成の提案書から監査人作成	病院名	内容	県立宮崎病院	・保育計画、指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・事故・災害発生の防止策の作成及び実施。避難訓練等の実施。	県立日南病院	・保育指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・緊急時の対応としての緊急連絡先等の整備。安全管理マニュアルの整備。避難訓練等の実施。	(県立宮崎病院) 事業者提案書における提案事項について、月例報告で実施内容についての報告書を提出するように改善した。また、事故・災害発生防止策の作成書提出、避難訓練等の実施報告書の提出を行うように改善した。 次回の契約においては、事業者の提案事項の履行確認等を業務委託契約書及び事業委託仕様書に盛り込むように改善する。 (県立日南病院) 事業者から提案のあった避難訓練などの行事実施については、毎月の定例報告会の中で報告を受けるのみであったが、今後は事業実施報告書により実施内容を確認し、確認した内容を文書として保存することとしたい。 契約書等の内容については、次期契約に向けて併せて検討したい。	経営管理課	197
病院名	内容									
県立宮崎病院	・保育計画、指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・事故・災害発生の防止策の作成及び実施。避難訓練等の実施。									
県立日南病院	・保育指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・緊急時の対応としての緊急連絡先等の整備。安全管理マニュアルの整備。避難訓練等の実施。									

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	これらの提案内容について、本事業に係る業務委託契約書及び業務委託仕様書に盛り込まれているか確認したところ、明文化はされていない。すなわち、提案内容について、県は、契約上は履行を求めることはできないこととなる。 また、県に対して、提案内容に関する実際の実施状況を確認しているかを質問したところ、提案内容の履行については、毎月の報告書等にて実施していることを確認しているとのことであった。しかし、報告書等を閲覧する限り、上記に記載したような事業者提案書における提案事項について明確に確認している書類はなかった。このため、公募型プロポーザル方式の利点である創意工夫を凝らした提案がされているにもかかわらず、それらの実施の把握が不十分であると考えられる。 【改善提案】 県は、公募型プロポーザル方式による利点を踏まえ、事業者の選定時のみ提案内容を評価するのではなく、実際の業務において実施されていることを明確に確認し、確認した内容を文書として保存することが望ましい。 また、より良い提案内容については、事業者に履行を求めることが相応しいと考えられることから、県は、業務委託契約書及び業務委託仕様書に盛り込むことが望ましい。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ								
区分	内 容											
意見	施設備品等の定期的な確認について 【現状及び問題点】 本事業では、県は、事業実施に必要な施設・備品等を事業者へ無償で使用させている。 備品の現物確認を定期的に行っているか質問したところ、各3病院における実施状況は次のとおりであった。 <3病院における備品の現物確認状況> <table><tr><th>病院名</th><th>内容</th></tr><tr><td>県立宮崎病院</td><td>・年に一回の確認を実施し、実施結果をデータ保存している。 ・確認結果の決裁はなく、文書としての保存はない。</td></tr><tr><td>県立延岡病院</td><td>・年に一回の確認を実施しているが、実施結果を文書やデータによる保存はしていない。</td></tr><tr><td>県立日南病院</td><td>・契約時(R5)に確認した後、定期的な確認は行っていないが、故障している備品等があった場合は毎月の定例報告会の際に報告を受け、その都度対応している。</td></tr></table> ※出所：監査人作成 概ね現物確認は実施されているが、県立宮崎病院及び県立延岡病院では文書による保存はされていない。 文書による保存がない場合、現物確認は実施されたのか不明であり、結果として、現物があるのか、備品は適切に使用されているか等が把握できない。 【改善提案】 県は、事業者を使用させている備品については、定期的に現物確認を行うとともに、適切に文書化を行い、確認結果については決裁を得て保存することが望ましい。	病院名	内容	県立宮崎病院	・年に一回の確認を実施し、実施結果をデータ保存している。 ・確認結果の決裁はなく、文書としての保存はない。	県立延岡病院	・年に一回の確認を実施しているが、実施結果を文書やデータによる保存はしていない。	県立日南病院	・契約時(R5)に確認した後、定期的な確認は行っていないが、故障している備品等があった場合は毎月の定例報告会の際に報告を受け、その都度対応している。	(県立宮崎病院) 年に1回の備品点検において、確認結果を文書として保管するよう改善した。 (県立日南病院) 定期的に現物確認を行い、その結果を文書化し、決裁を得て保存することとした。 (県立延岡病院) 備品確認については、継続して年1回行っている。その際の記録については、記録様式を作成して文書保存することとした。	経営管理課	198
病院名	内容											
県立宮崎病院	・年に一回の確認を実施し、実施結果をデータ保存している。 ・確認結果の決裁はなく、文書としての保存はない。											
県立延岡病院	・年に一回の確認を実施しているが、実施結果を文書やデータによる保存はしていない。											
県立日南病院	・契約時(R5)に確認した後、定期的な確認は行っていないが、故障している備品等があった場合は毎月の定例報告会の際に報告を受け、その都度対応している。											

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	院内一時保育事業における指標の設定について 【現状及び問題点】 （１）事業概要に記載のとおり、院内一時保育事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。 県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。 しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 院内一時保育事業は、病院職員の働きやすい環境を整備することが目的であり、利用者数を増加させることが単純な目的ではないことから、指標の設定が馴染みにくい側面もある。 しかし、本事業の効果をより一層向上させるためには、指標の設定を検討することも重要と考えられる。 よって、県は、指標の設定を検討することが望ましい。院内一時保育事業については、「病院職員の働きやすい環境を整備すること」が目的であることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ ・利用者の満足度等 ※出所：監査人作成 なお、各病院では、利用者に対するアンケート調査等を実施している。このため、アンケート調査の内容を分析した上で、指標について検討されたい。	各病院において実施していたアンケート調査については、利用実態や意見を把握することを主目的としており、利用者満足度を的確に評価できる項目が十分に設けられていなかったため、満足度を測定可能な項目を新設し、利用者の意識を把握できるよう改善を図るとともに、アンケート調査結果を分析した上で、適切な指標の設定について、引き続き検討する。	経営管理課	198

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
教育委員会財務福利課育英資金室				
49 宮崎県育英資金貸与事業				
意見	管理システムについて 【現状及び問題点】 事業概要に記載のとおり、県は、令和5年度に38百万円を投じてシステムの更改を行っている。当該育英資金事業は、各県に同様の制度があるものの、貸与者や貸与額を管理しているシステムは各県でそれぞれに構築されており、国が主導して統一的なシステムを構築することができれば、各県でそれぞれ構築する必要はなく、国全体で考えればかなりの予算の節約になると考えられる。また、昨今の高度化するサイバー攻撃を考えれば、国が主導して統一的なセキュリティ対策を取ることの意義も高いものと考えられる。 【改善提案】 県は直近においてシステムの更改を行ったばかりであるものの、今後、国に働きかけを行ったうえで、上記のような統一的なシステムの構築を目指すことが望ましい。	各都道府県が行う高校生等を対象とした奨学金事業（以下「高等学校等奨学金事業」という。）は、平成16年度まで独立法人日本学生支援機構（16年3月31年以前は日本育英会）が行っていた奨学事業について平成17年度以降順次都道府県に移管されたものであり、現在、高等学校等奨学金事業の制度設計及びその管理システムの構築については各都道府県が独自に行っている状況である。その実施主体も都道府県が直接行うものから公益財団法人が運営するものまで様々である。 このことから、本県としては、まずは新管理システムを適切に運用する一方で、今後、毎年各県持ち回りで開催している九州・山口各県育英奨学事務担当者協議会等を活用し、各県の状況の把握や意見聴取等、情報の収集を行う。	財務福利課 育英資金室	205

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	情報公開について 【現状及び問題点】 貸付を行った育英資金のうちいくらかは滞留や貸倒（欠損金）となるものもあるが、この育英資金貸与事業におけるそれらの金額は、県のホームページ上では、宮崎県歳入歳出決算審査意見書の「育英資金特別会計」の中で、収入未済額や不納欠損額として開示されている。ただし、この収入未済額は、あくまで返済期限を迎えた貸付金のみとなっており、滞留者に対しての貸付金のうち、いまだ返済期限を迎えていない金額が含まれていない。 【改善提案】 通常、滞留債権を抱えた債務者については、返済期限を迎え滞留となっている貸付金だけではなく、返済期限を迎えていない貸付金についても、返済能力の問題で潜在的に貸し倒れの懸念がある。 そのため、実際に滞留している金額だけではなく、滞留者に対しての貸付金のうち、いまだ返済期限を迎えていない金額についても、貸倒れの懸念のある貸付金として同時に公開することが望ましい。	返済期限を迎えていない貸付金(履行期限未到来の債権)については、9月定例県議会において議案書として提出しているほか、「決算に関する調書」において県立図書館等で既に公表している。	財務福利課 育英資金室	206

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ								
区分	内 容											
教育委員会特別支援教育課												
51 特別支援学校医療的ケア実施事業												
意見	事業の充実化について 【現状及び問題点】 本事業に関する資料閲覧及び県への質問を実施したところ、次のような問題点が把握された。 <把握された問題点> <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>人員体制面</td><td>現状、配置している看護師が不足している状況にはない。しかし、社会情勢の中で看護師の採用が難しくなることが予想される。</td></tr><tr><td>医療安全面</td><td>現状、重大な事故は発生していない。しかし、医療的ケアを要することから、ヒヤリハット(重大な事故には至らないが、直結してもおかしくない事例)の報告はあることから、より一層の注意が必要である。</td></tr><tr><td>環境整備面</td><td>障がいや病気を理由に通学が難しい子どもたちのための通学環境整備が必要である。令和6年度に、福祉車両を導入して看護師同乗の下で試行開始予定である。</td></tr></table> ※出所:監査人作成 【改善提案】 本事業の目的は、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに、保護者の負担軽減を図るため、必要な医療的ケアを行える体制を整備することである。 この目的を踏まえ、上記の問題点について、県は、より積極的に取り組み、本事業の充実化を検討することが望ましい。具体的には、次のような内容が考えられる。		項目	内容	人員体制面	現状、配置している看護師が不足している状況にはない。しかし、社会情勢の中で看護師の採用が難しくなることが予想される。	医療安全面	現状、重大な事故は発生していない。しかし、医療的ケアを要することから、ヒヤリハット(重大な事故には至らないが、直結してもおかしくない事例)の報告はあることから、より一層の注意が必要である。	環境整備面	障がいや病気を理由に通学が難しい子どもたちのための通学環境整備が必要である。令和6年度に、福祉車両を導入して看護師同乗の下で試行開始予定である。	特別支援教育課	211
項目	内容											
人員体制面	現状、配置している看護師が不足している状況にはない。しかし、社会情勢の中で看護師の採用が難しくなることが予想される。											
医療安全面	現状、重大な事故は発生していない。しかし、医療的ケアを要することから、ヒヤリハット(重大な事故には至らないが、直結してもおかしくない事例)の報告はあることから、より一層の注意が必要である。											
環境整備面	障がいや病気を理由に通学が難しい子どもたちのための通学環境整備が必要である。令和6年度に、福祉車両を導入して看護師同乗の下で試行開始予定である。											

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ								
区分	内 容											
	< 具体的な取組内容の例 > <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>人員体制面</td><td>引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施するための適切な看護師数を確保し、配置する。</td></tr><tr><td>医療安全面</td><td>ヒヤリハット事例が収集されているため、当該事例の分析を行った上で予防対策の実施を継続的に行う。 緊急時対応マニュアルの整備及び更新と定期的な訓練を継続的に実施する。</td></tr><tr><td>環境整備面</td><td>令和 6 年度に試行開始されることから、試行状況を見極めつつ、効果を把握する。 その上で、効果がある場合にはより積極的な福祉車両の導入と看護師配置について検討する。</td></tr></table> ※出所:監査人作成	項目	内容	人員体制面	引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施するための適切な看護師数を確保し、配置する。	医療安全面	ヒヤリハット事例が収集されているため、当該事例の分析を行った上で予防対策の実施を継続的に行う。 緊急時対応マニュアルの整備及び更新と定期的な訓練を継続的に実施する。	環境整備面	令和 6 年度に試行開始されることから、試行状況を見極めつつ、効果を把握する。 その上で、効果がある場合にはより積極的な福祉車両の導入と看護師配置について検討する。			
項目	内容											
人員体制面	引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施するための適切な看護師数を確保し、配置する。											
医療安全面	ヒヤリハット事例が収集されているため、当該事例の分析を行った上で予防対策の実施を継続的に行う。 緊急時対応マニュアルの整備及び更新と定期的な訓練を継続的に実施する。											
環境整備面	令和 6 年度に試行開始されることから、試行状況を見極めつつ、効果を把握する。 その上で、効果がある場合にはより積極的な福祉車両の導入と看護師配置について検討する。											
52 県立高等学校生活支援充実事業												
意見	随意契約理由書について 【現状及び問題点】 本事業における要約筆記者等派遣について、県は要約筆記者の派遣は社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会（以下「県聴覚障害者協会」という。）の他に取扱者がないことから、当該 1 者と随意契約を締結している。 県によれば、県立高等学校等生活支援員（聴覚に障害のある生徒の支援員）の配置に関する要領において、契約の相手方を県聴覚障害者協会と定めており、このことを根拠として随意契約を締結しているとのことである。 しかし、随意契約理由書は作成されておらず、県聴覚障害者協会以外に業務実施可能な業者はいないことは明示されていない。 【改善提案】 随契理由は特定の事業者とのみ契約を締結するものであり、透明性や競争性の確保という問題がある。このため、随意契約を採用する場合には、必要性や妥当性を慎重に検討し、契約の公平性や説明責任を果たすための文書化が重要である。 よって、県は、随意契約理由書を作成し、県聴覚障害者協会以外に業務実施可能な業者はいないことを検討の上で明示することが望ましい。	契約は各学校において締結されることから、各学校が予算執行伺を作成する際に、県聴覚障害者協会以外に業務実施可能な業者はいないことを明示した 1 者随意契約理由書を添付するように指示する。	特別支援教 育課	215								

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	県立高等学校生活支援充実事業における指標の設定について 【現状及び問題点】 （１）事業概要に記載のとおり、県立高等学校生活支援充実事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については、指標の設定にはなじまないとのことである。 また、県へ、本事業の活用に関して学校等へアンケート調査を実施したか質問したところ、特段の調査は実施していないとのことであった。 事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 県立高等学校生活支援充実事業は、身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように生活支援員を配置するとともに、実施校での支援体制づくりを行うことが目的であり、利用者数を増加させることが単純な目的ではないことから、指標の設定が馴染みにくい側面もある。 しかし、本事業の効果をより一層向上させるためには、指標の設定を検討することも重要と考えられる。 よって、県は、指標の設定を検討することが望ましい。県立高等学校生活支援充実事業については、「障がいのある生徒自身の自立と社会参加を推進すること」が目的であることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ ・県立高等学校の満足度 ・利用者（保護者含む）の満足度等 ※出所：監査人作成 なお、県は、前述のとおりアンケート調査等を実施してない。このため、アンケート調査等を通じて、満足度の把握に加え、現状の事業内容ではカバーできていない部分の把握等を行い、より一層の事業の充実化を検討されたい。	県立高等学校の全卒業生を対象に実施している学校生活に関するアンケートを活用し、対象生徒の学校生活に対する満足度を把握する。	特別支援教育課	216

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
教育委員会生涯学習課				
53 地域と学校の絆を育む体制整備推進事業				
意見	補助事業実績報告書の確認について 【現状及び問題点】 県は、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図る目的で、市町村に対して地域と学校の絆を育む体制整備推進事業補助金を交付している。 県に対して、本補助事業に係る実績報告書のうち収支決算書の記載内容について、領収書等との証拠書類まで遡って確認しているか確認したところ、特段の確認は行っていないとのことであった。 証拠書類の確認を行っていない限り、記載誤りを発見できないだけでなく、誤った金額で補助金を交付してしまう可能性がある。 【改善提案】 上記を踏まえ、県は、実績報告書について領収書等の証拠書類まで確認することが望ましい。なお、すべての証拠書類を確認することは非現実的であるため、例えば、サンプルベースで確認を行う等、経済性や効率性を考慮した確認方法を検討することが望ましい。	生涯学習課	219	

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	市町村への支援の強化について 【現状及び問題点】 本事業は、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図ることが目的である。 関連書類の閲覧及び県へのヒアリングを実施したところ、県は、本事業に関して、各市町村における運営状況における人材の確保、事業の継続性や充実化等に関する様々な課題を把握している。 しかし、県は、把握した市町村の課題に対して、協議会や研修会等を設けてはいないものの、数年先の見通しや方向性を十分提示できていない。 【改善提案】 本事業は、学校と地域の連携・協働体制を構築することを目的としており、子供たちへの影響だけでなく、学校や地域にとってもより良い効果をもたらすものと考えられる。 基本的には、地域の実情に応じた柔軟な運営が図られることが望ましいと考えられるものの、地域学校協働活動推進員等の確保や事業の充実化については、多くの市町村が抱える課題である。 よって、県は、より一層市町村が抱える課題の把握に努め、先進事例等を用いながら今後の取り組みの方向性等について示すとともに、市町村の課題解決に向けた支援を強化することが望ましい。	市町村の課題解決に向けた支援強化として、市町村主催の「推進・運営委員会」へ参加し、先進事例を用いながら、市町村が抱える課題への解決策や今後の方向性等について共に協議していく。 参加先については、県主催の協議会等での協議内容や、各教育事務所が行う市町村訪問で得られた情報を踏まえ、市町村の状況を把握した上で決定する。	生涯学習課	220

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
警察本部交通企画課				
54 交通安全指導員委託事業				
意見	持続可能な交通安全指導員の確保について 【現状及び問題点】 子どもは交通弱者である。子どもを育てるうえで、地域の交通事故に対する親の関心は当然高い。県は、これまで人口当たりの交通事故発生件数は高いと言われてきたが、近年交通事故の減少率が高くなっているとの報道がある。交通安全の確保には、自動車や自転車の運転者のルール・マナーの徹底だけでなく、子どもや高齢者などの歩行者側の交通安全に対する意識の向上も重要である。 本事業は、交通安全協会に所属し、子ども等に対する交通安全教育や街頭指導による誘導活動を行う交通安全指導員の人件費の補助である。 近年の交通事故発生件数の減少の要因について担当者にヒアリングしたところ、交通事故発生件数の減少の要因は交通安全教育だけでなく違反者の取り締まりも絡んでおり一概に特定できるものではないが、宮崎県の交通安全教育においては幼児教育に力を入れており、幼児期に交通安全意識が高まった子どもたちが成長するにつれて少しずつ効果が表れている可能性があるとの指摘があった。これらを踏まえると、本事業は、今後も子どもや親にとって安全な交通環境を確保するために重要な事業であると考えられる。 本事業の令和5年度の予算実績比率は90.1%である。令和3年度は約95%、令和4年度は約92%であり、ここ数年実績比率が落ちてきている。予算実績比率が低下し、返納額が生じた理由は、退職者及び産休・育休取得者がおり、新規採用を試みたが予定していた人員を確保することができなかったことが主たる要因である。定数を充たす新規採用が困難な状況が続いていると言える。	改善提案の内容については、宮崎県交通安全協会に情報共有し、各種会議等を通じて情報交換を図ることとした。 なお、交通安全指導員の他支部への応援派遣については、他支部へ応援派遣できるほどの体制が整っておらず、また、支部の統廃合については、警察署や自治体等と地域の実情に応じたきめ細やかな活動に支障を来す懸念があるなか、早朝時間帯の通学路での交通指導が手薄になることや長距離移動による業務負担の増加などが懸念される。 警察は、協会の組織の改廃や職員の人事に関する権限を有していないが、引き続き緊密な連携を図るとともに、交通事故抑止のための各種活動が効果的に行えるよう、必要な指導、助言を行うこととする。 協会では、指導員の慢性的な欠員状況を踏まえ、給与の改定や定員の見直しを行い、本年度から県全体で定員を53名から50名に3名削減することで、指導員1人当たりの人件費の実質的な引上げを図っているが、今後も持続可能な指導員の確保に向けて、協会を始め、関係各課と委託料に関する協議を継続し、処遇改善等の対策について必要な指導・助言を行うこととする。	交通企画課	223

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	現状、定数を充たす新規採用は困難な状況が継続しており活動を維持するための交通安全指導員を確保できなくなっていく恐れがある。 【改善提案】 慢性的に欠員が生じる支部に対しては、比較的多くの交通安全指導員の確保が可能である宮崎市などからの応援派遣ができるなどの柔軟な対応が採れることが望ましい。 また、県は、現在人口減少局面にあり中山間地域におけるそれは顕著である。各支部が抱える人口や人口予測に基づいた支部の統廃合や交通安全指導員の勤務配置人員の見直しも適宜検討していくことが持続可能な制度を目指すうえで重要である。			
55 交通安全教育隊委託事業				
意見	入札参加者の確保について 【現状及び問題点】 子どもは交通弱者である。子どもを育てるうえで、地域の交通事故に対する親の関心は当然高い。県は、これまで人口当たりの交通事故発生件数は高いと言われてきたが、近年交通事故の減少率が高くなっているとの報道がある。交通安全の確保には、自動車や自転車の運転者のルール・マナーの徹底だけでなく、子どもや高齢者などの歩行者側の交通安全に対する意識の向上も重要である。 本事業は、県警が所有する交通安全教育車（セーフティフェニックス号）を、免許センター、大規模商業施設、事業所、地域のお祭りなどに派遣し、運転シミュレーター、自転車シミュレーター、運転操作検査器、夜間視認性点検装置を体験しながら交通安全教育を実施する事業である。今後も子どもや子どもを育てる親にとって安全な交通環境を確保するために重要な事業である。 本事業の委託契約は、平成27年の開始以降一般競争入札を行っているが、この間入札を行ったのは落札者である事業実施者のみの1者入札が続いている。近年は、事業実施者の人員不足などから本事業の実施回数の減少や繁忙期の回避などに県は応じてきている。実施回数の減少や落札者の繁忙期を避けた事業実施では、効果的な交通安全教育を行えない可能性がある。また、今後同社が入札に参加しなかった場合には事業継続が困難になることが予想される。不調不落の場合には随意契約によらざるを得ない事態となるが、この場合県の交渉力は相対的に低くなり多額の契約金を必要とする事態も考えられる。	入札参加者の確保について、本年度の入札結果は、前年落札者による1者入札となったが、本年度は、本事業に一定の入札意欲を示した自動車教習所を運営する事業者2者（うち1者は前年落札者）に対して、本事業の概要説明等を行い、入札参加への検討を促した。 今後も、年間の運用回数の調整を図りながら、予定価格を多少高く設定することを検討し、本事業の円滑な運用が可能な自動車教習所を運営する事業者に対し、本事業への参入を促していくこととする。	交通企画課	227

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	【改善提案】 本事業を実施するには、交通安全教育に対する知識を有し、4トントラックを継続的に運転することができる有資格者を要する事業体であることが必要であり、これらの条件をクリアできる会社はさほど多くはない。しかし、県内にも運転免許教習所を運営する会社が複数存在する。 よって、県は、予定価格を現在の物価高騰を鑑みて多少高く設定すること等を検討し、他の教習所運営会社に入札への参加を促すことが望ましい。			
意見	実施場所の偏在について 【現状及び問題点】 本事業の業務実施結果報告書を見ると、実施会場の8割程度は、宮崎市に所在する免許センターである。また、毎週金曜日には宮崎市に所在するイオンモール宮崎で実施している。その他を、各地の事業所やお祭りなどで実施している。 実施会場が宮崎市内に集中している理由について担当者にヒアリングしたところ、宮崎市に人口が集中していることのみならず、お祭りや会社などは呼ばなければ行けないが呼ばれる機会が少ないこと、各地の学校の授業などに組み込もうとすると授業1時間内に体験できる人数が4、5名となり他の生徒が体験できない等の制約があるとのことである。 【改善提案】 交通安全教育の必要性に地域差があるわけではないことから、県は、各市町村で満遍なく本事業が実施されるように対応を検討することが望ましい。 例えば、各地のお祭りでは、運営本部に地域の警察が入っていることが珍しくない。各地の警察署に対し、お祭りなどでのセーフティフェニックス号の派遣について広報等を行うことが考えられる。また、各地の公立学校では、例えば小学校でバザーと合わせてお祭り等の行事を実施している例は多いと思われる。このような場では、授業時間に縛られない本事業の実施が可能とも考えられる。よって、教育委員会やPTA組織に対して広報等を行うことが考えられる。	実施場所の偏在について、各市町村への交通安全教育車（セーフティーフェニックス号）の派遣に際しては、事業実施者と調整を図る必要があるため、事業実施者に対して、派遣要請がなされた際の柔軟な対応を依頼した。 また、各警察署に対しては、各市町村で実施されている少人数での交通安全教室や法令講習のほか、イベント・祭り会場等での交通安全教育車（セーフティーフェニックス号）の積極的な運用検討及び派遣要請の実施を指導した。 その他、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の安全教育担当教諭を対象とした学校安全指導者研修会において、参加教諭に対し、交通安全教育車の活用について依頼した。 今後は、派遣先の多角化を図るとともに、派遣先での運用回数を増やして効果的な運用に努めていく。	交通企画課	228

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	自転車シミュレーターの活用について 【現状及び問題点】 本事業で使用されるセーフティフェニックス号には自転車シミュレーターも搭載されている。しかし、業務実施結果報告書を見ると、令和5年度の活動を通じて一度も自転車シミュレーターが使用されたとの報告はない。 【改善提案】 県は、自転車の事故が社会問題化しヘルメットの着用が努力義務化されるなど自転車の安全教育に対する機運が高まっていることを踏まえ、自転車シミュレーターの積極的な活用について検討することが望ましい。 セーフティフェニックス号の派遣先の8割は、免許センターである。免許センターの来場者は自動車運転免許の取得や更新を目的に来ているのであり、ある意味自転車シミュレーターが使用されないのは当然と考えられる。このため、まずは②の意見のとおり派遣先を多様化し、未成年者が多く参加する場所において自転車シミュレーターの体験ができるようにすることが望まれる。また、自転車シミュレーターについては、セーフティフェニックス号から切り離して、交通安全協会が行う各学校の交通安全指導などで活用させるなどの方策も検討することが望ましい。	自転車シミュレーターの活用について、交通安全教育車（セーフティフェニックス号）の派遣先の多様化を図るため、事業実施者、各警察署、県内の小・中・高校安全教育担当教諭に対し、「実施場所の偏在について」記載の措置を講じた。 今後は、各地の警察署及び交通安全協会並びに事業実施者と連携を図りながら、少人数で行われる未成年者対象の交通安全教室の場や未成年者が多数集まるイベント・祭り会場等に交通安全教育車（セーフティフェニックス号）を派遣して、同所において、自転車シミュレーターの積極的な活用を行うことで、更なる自転車の交通安全教育の充実を図っていく。 また、自転車シミュレーターと交通安全教育車（セーフティフェニックス号）の分離運用に当たっては、別途機材を取り外す費用が発生するほか、機材運搬車両及び人員の確保などの課題が認められる。 よって、今年度の自転車シミュレーターの使用実績を踏まえて、次年度以降の自転車シミュレーターと交通安全教育車（セーフティフェニックス号）の分離運用を検討する。	交通企画課	228